県有財産の一般競争入札公告兼入札説明書

（令和８年９月 18 日付け公告分）

入札に参加される方は、物件調書等をよくお読みのうえ、参加してください。

○　入札は、申請から入札までを郵送によって行います。
○　入札に参加を希望する方は、事前に入札の参加申請書を提出していただく必要があります。（受付期間：令和８年９月 18 日（金）から同年 12 月 11 日（金）まで（必着））
○　入札に関する用紙は必ず 9 ページから 13 ページをコピーして使用してください。
　なお、本説明書内の用紙は申請者が単独の場合の様式になっていますので、申請者が連名の場合は、総務局総務室まで事前に別途お問い合わせください。

神奈川県

総務局総務室

総務局財産経営部財産経営課

令和８年 11 月 16 日　一部修正

目次

ページ

１　入札物件 1
２　入札に参加することができない者 2
３　契約を締結することができない者 2
４　入札参加申請 2
５　現地見学会 2
６　入札保証金 3
７　入札期限及び提出書類 3
８　入札書の注意事項 4
９　開札 4
10　入札の無効 5
11　落札者の決定 5
12　再度の入札 6
13　契約の締結及び契約保証金 6
14　売買代金の支払方法 6
15　所有権の移転及び費用負担 6
16　その他の注意事項 6
17　問合せ先等 7
様式集 8
封筒の記載例 14
県有財産売買契約書（案） 17
くじ引きの方法について（例） 21
物件調書 22

１　入札物件

物件番号	物件名 所在地(地番)	地目等	土地：地積(実測) 建物：延床 (㎡)	予定価格 (千円)	用途地域等
1	元鶴見川サイクリングコース休憩所 横浜市青葉区鉄町 35 番	田 (注3)	257.85	1,000	市街化調整区域
2	元浦賀警察署幹部公舎 横須賀市浦賀丘一丁目 39 番 76	宅地 建物	336.14 103.14	19,200	第１種低層住居専用地域
3	元田浦警察署幹部公舎 横須賀市長浦町二丁目 90 番８	宅地 建物	216.70 102.10	16,800	第１種住居地域
4	元平塚警察署須賀交番 平塚市札場町 17 番 19	宅地 建物	49.97 41.04	9,500	近隣商業地域
~~5~~ ~~(注5)~~	~~県土整備事業用代替地~~ ~~小田原市城山四丁目 250 番 13~~	~~宅地~~	~~202.41~~	~~22,100~~	~~第１種低層住居専用地域~~
6	元秦野警察署入船町公舎 秦野市入船町 2051 番１ 外 12 筆	宅地 建物	2,368.11 1,641.74	55,500	準工業地域
7	元秦野警察署南矢名交番 秦野市南矢名 947 番３	宅地 建物	166.77 55.48	12,200	第１種住居地域
~~8~~ ~~(注5)~~	~~元葉山警察署幹部公舎~~ ~~三浦郡葉山町堀内 2100 番８~~	~~宅地~~ ~~建物~~	~~267.62~~ ~~100.68~~	~~56,500~~	~~第１種低層住居専用地域~~
9	元茅ケ崎警察署岡田交番 高座郡寒川町岡田五丁目 490 番３	宅地 建物	132.27 40.84	18,800	第１種住居地域
10	元相模原青陵高等学校 相模原市南区新磯野 468 番１外 26 筆	学校用地 建物	31,160.74 15,182.89	100	市街化調整区域

注１　物件の詳細については、別添の物件調書をご覧ください。
注２　本件に係る売買契約は非課税取引です。
注３　物件番号１については農地であるため、入札参加申請時に買受適格証明書の提出が必要です。
　　詳細については横浜市中央農業委員会事務局（045-948-2475）にお問い合わせください。
注４　物件番号１、６、10 については土地の実測面積と公簿面積、物件番号６については建物の建築確認申請台帳記載面積等と公簿面積が異なります。将来的に更正登記を行う場合、県は一切の費用を負担しませんのでご了承ください。
注５　物件番号５、８については売却条件に疑義が生じたため、入札を中止します。

２　入札に参加することができない者

(1)　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当する者

(2)　地方自治法第 238 条の３の規定に該当する者

３　契約を締結することができない者

神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第２条第２号から第５号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）

４　入札参加申請

入札に参加を希望する方は、事前に入札の参加申請書を提出していただく必要があります。

(1)　提出期間

令和８年９月 18 日（金）から同年 12 月 11 日（金）まで　**（必着）**

※　書留又は簡易書留にて郵送してください。

(2)　提出書類（提出部数１部）

ア　県有財産一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）

（用紙は必ず本説明書の９ページをコピーして使用してください。）

また、申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

イ　買受適格証明書（原本）　※物件番号１のみ

農業委員会の申請受付締切日や審議の日程によっては、提出期間に間に合わないこともありますので、早めに横浜市中央農業委員会事務局（045-948-2475）にお問い合わせください。

(3)　提出方法

提出期間内に、提出書類を「17　問合せ先等」の「(1)　入札手続に関する問合せ先及び入札書類の提出場所」に書留又は簡易書留にて郵送してください。

なお、持参による提出はできません。

(4)　参加申請後

申請を受け付けた場合は、総務局総務室経理・債権管理適正化グループから、次の書類を送付しますので、令和８年 12 月 22 日（火）までに書類が届かない場合は、総務局総務室経理・債権管理適正化グループ（045-210-3032）までご連絡ください。

ア　入札参加申請書（受付印を押印したもの）

イ　入札保証金に係る歳計外現金納付書・領収書

(5)　連名による入札参加申請後の辞退

連名による入札参加申請の場合、一部の方のみの辞退は認められません。申請者全員の連名により入札期限までに辞退届（任意様式）を提出する必要があります。

５　現地見学会

物件の現地見学会は、次のとおり行います。現地見学会は敷地内及び建物内部を見学できます。

見学会の参加を希望される場合は、令和８年 10 月 16 日（金）16 時までに総務局財産経営部財産経

営課調整グループ（045-210-2506）に電話でお申し込みください。

物件番号２	元浦賀警察署幹部公舎	令和８年10月22日（木）	11時00分から 11時30分まで
物件番号３	元田浦警察署幹部公舎	令和８年10月22日（木）	14時00分から 14時30分まで
物件番号４	元平塚警察署須賀交番	令和８年10月23日（金）	11時00分から 11時30分まで
物件番号６	元秦野警察署入船町公舎	令和８年10月26日（月）	11時00分から 11時30分まで
物件番号７	元秦野警察署南矢名交番	令和８年10月26日（月）	14時00分から 14時30分まで
~~物件番号８~~ （注３）	~~元葉山警察署幹部公舎~~	~~令和８年10月29日（木）~~	~~14時00分から~~ ~~14時30分まで~~
物件番号９	元茅ケ崎警察署岡田交番	令和８年10月23日（金）	14時00分から 14時30分まで
物件番号10	元相模原青陵高等学校	令和８年10月30日（金）	14時00分から 15時30分まで

注１　参加希望が無い場合、現地見学会は行いません。また、悪天候の場合は中止する場合があります。
注２　物件番号１及び５は建物がないため、現地見学会を行いません。
注３　物件番号８は入札中止のため、現地見学会を行いません。

６　入札保証金

入札保証金は予定価格（「１　入札物件」参照）の100分の５です。入札保証金の納付方法及び還付方法については、次のとおりです。

(1)　総務局総務室経理・債権管理適正化グループから送付する「歳計外現金納付書・領収書」（「入札参加申請(4)」参照）で、入札保証金を指定金融機関等に納付し、「歳計外現金納付書・領収書」の写しを入札書と一緒に入札期限までにご郵送ください。

その他の方法については神奈川県財務規則によります。

(2)　入札保証金の還付請求は、「入札保証金返還請求書」を、入札書と一緒に郵送いただくか、又は開札後に別途ご郵送ください。（用紙は必ず本説明書の 10 ページをコピーして使用してください。）

※　落札者が納付した入札保証金は、申出により契約保証金に充当することもできます。（「13　契約の締結及び契約保証金」参照）

※　落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、県に帰属することになります。

※　落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札決定後、県が所定の手続きを行った後に指定された口座へ振込みます（開札日から６週間程度の日数を要します。）。

７　入札期限及び提出書類

入札をする場合は、入札期限までに「17　問合せ先等」の「(1)　入札手続に関する問合せ先及び入札書類の提出場所」に以下の書類を書留又は簡易書留にて郵送してください。

なお、持参による提出はできません。

入札期限：令和９年１月６日（水）**（必着）**

提出書類	説明
入札書	用紙は必ず本説明書の 11 ページをコピーして使用してください。提出の際は、中封筒に封入して郵送してください。
入札保証金納付書の領収書（「歳計外現金納付書・領収書」）の写し	別途送付する歳計外現金納付書・領収書により納付した後、領収書の写しを郵送してください。 原本は郵送しないでください。
入札保証金返還請求書	入札保証金を返金する際に必要になります。用紙は必ず本説明書の 10 ページをコピーして使用してください。 入札書と一緒に郵送いただくか、又は開札後に別途ご郵送ください。

※「入札参加申請書の写し（県が受付印を押印したもの）」については、県で写しを取るため提出不要としています。

８　入札書の注意事項

(1)　入札書（用紙は必ず本説明書の 11 ページをコピーして使用してください。）に必要な事項をボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記載し、記名（法人の場合は、法人名、代表者の役職及び代表者氏名）のうえ、必ず中封筒に封入してご郵送ください。

(2)　入札金額は、入札書に右詰めで、土地並びに土地に付随する建物、工作物及び立木等に係る合計金額を算用数字で表示し、最初の数字の前に「￥」を記入してください。また、金額については、訂正できません。

(3)　申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

(4)　事由のいかんにかかわらず提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

９　開札

開札日時及び場所は次のとおりです。

また、入札期限までにご郵送された入札書により開札を行いますので、申請者による立ち会いは想定しておりません（入札者名、入札額等の読み上げは行いません）。

開札日時　令和９年１月８日（金）

物件番号１：10時00分
物件番号２：10時10分
物件番号３：10時20分
物件番号４：10時30分
~~物件番号５：10時40分~~
物件番号６：10時50分
物件番号７：11時00分
~~物件番号８：11時10分~~
物件番号９：11時20分
物件番号10：11時30分

※開札時間は目安です。物件番号１から順に開札しますが、入札書の提出状況により開札時間が前後する可能性があります。

※物件番号５、８は入札中止のため、開札は行いません。

開札場所　神奈川県庁本庁舎５階　517 会議室（住所　神奈川県横浜市中区日本大通１）

10　入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とします。

(1)　入札に参加することができない者がした入札

(2)　入札の前に入札保証金を納付していない者の入札

(3)　中封筒に封入されていない入札書を提出した入札

(4)　入札書の記載事項が不明な入札、入札書に申請者の記名のない入札

(5)　金額欄に金額のないもの、金額が読みとれないもの、金額が訂正してあるもの、金額の最初の数字の前に「￥」の記入がないもの、入札金額が不明な入札書を提出した入札

(6)　条件を付した入札書を提出した入札

(7)　１物件につき、１人で２通以上の入札書を提出した入札

(8)　１物件につき、１人で他人の代理も兼ねて参加した者又は１人で２人以上（複数者による共同所有を希望する場合を除く。）の代理をした者の入札

(9)　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者の入札

(10)　申請者及び法人役員が暴力団等に該当する者の入札

(11)　前各号に定めるもののほか、本説明書に記載する入札に関する条件に違反した入札

11　落札者の決定

(1)　県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札をした申請者を落札候補者とします。ただし、最高額の入札をした者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

くじ引きの方法については、本説明書 21 ページをご確認ください。

※　**落札候補者等は落札決定まで公表いたしませんので、ご承知おきください。**

落札候補者には、落札候補者の決定を令和９年１月８日（金）16 時までに連絡します。

(2)　落札候補者は、次のものを令和９年１月 15 日（金）までに、「17　問合せ先等」の「(1)　入札手続に関する問合せ先及び入札書類の提出場所」にご郵送ください。

ア　神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書

イ　履歴事項全部証明書（法人の場合（日本国内に商業登記がない外国法人の場合は、本国の管轄官庁が発行する証明書及びその日本語訳文））又は住民票（個人の場合）

※　神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書の用紙は、必ず本説明書の 12 ページをコピーして使用してください。

※　提出書類は、開札日以後に発行されたものとしてください。

※　期限までに書類の提出が無い場合は、落札候補者の入札を無効とします。

(3)　県は警察本部に落札候補者及び法人役員が暴力団等に該当するかを照会します。その結果、該当しない場合は、落札候補者を落札者として決定し、落札者に対して、**落札決定通知を令和９年２月１日（月）までに発送**します。

なお、落札候補者及び法人役員が暴力団等に該当する場合は、落札候補者の入札を無効とし、書面にてその者に通知します。

(4)　落札候補者の入札無効が確定した場合は、改めて、県の予定価格以上の価格で有効な入札をした申請者のうち、高額で入札した者から、順次、同様の落札者決定の手続きを進めますのでご承知おきください。

(5)　(3)落札決定通知後、落札者名、落札金額及び入札者数を県ホームページにて公開しますので、あらかじめご了承いただきますようお願いします。

なお、落札者が個人の場合は、個人名を非公開とし、落札金額及び入札者数を公開します。

12　再度の入札

再度の入札は行いません。

13　契約の締結及び契約保証金

落札者は、落札決定通知のあった日から 7 日以内に別紙様式の県有財産売買契約書（案）（17～20 ページ）により契約を締結しなければなりません。

なお、売買契約締結までに、売買代金の 100 分の 10 に相当する金額以上の「契約保証金」を県の発行する納付書により納付してください。その際、入札保証金を契約保証金に充当することができます。契約保証金は、契約者が売買代金の支払いを行わないなど、契約者の義務を履行しない場合には、県に帰属することになります。

14　売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の２通りの方法がありますので、いずれの方法によるかは落札決定後にお申し出ください。売買代金の支払方法については落札者に詳しく説明します。

(1)　売買代金全額を納付する場合

売買契約締結後、県の発行する納入通知書により発行日の翌日から起算して 30 日以内に、売買代金全額を納付してください。

※　契約保証金のほかに、売買代金全額をご用意いただくことになります。売買代金の完納を県が確認した後速やかに契約保証金の還付手続を行います。

(2)　売買代金の一部に契約保証金を充当する場合

売買契約締結時にお申し出いただくと、売買代金の一部に契約保証金を充当することができます。従いまして、契約締結後、県の発行する納入通知書により、その発行日の翌日から起算して 30 日以内に売買代金と契約保証金との差額を納付いただきます。県が納付を確認した後、契約保証金を売買代金に充当する手続きを行います。（手続きには１週間程度の日数を要します。）手続きの完了をもって、売買代金の完納となります。

※　納付期限までに契約保証金との差額をご用意ください。

15　所有権の移転及び費用負担

(1)　売買代金を完納したときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現状のまま引き渡します。

(2)　所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、県が行います。なお、物件番号１については、所有権移転登記にあたり農地法第３条の許可書の提出が必要となりますので、落札者は速やかに横浜市農業委員会事務局にご相談ください。

(3)　売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

16　その他の注意事項

(1)　手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります。（添付・提示書類等が、日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。）

(2)　物件の所有について複数者による共同所有を希望する場合は、入札において共同所有する者全員での申し込みが必要ですので、あらかじめご相談ください。

(3)　物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書を

ご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。

なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

(4)　建物を建築するに当たっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町村の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。

(5)　入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利子をつけません。

(6)　物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応いたしません。

(7)　除却工事の対象とした構造物及びそれに付随する構造物以外の地中埋設物調査は実施いたしておりません。物件調書に記載されている地中埋設物並びに現地見学会時に確認した地中埋設物以外の地中埋設物が発見されたとしても県は契約不適合責任を負いません。

(8)　物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応いたしません。

(9)　物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀・立木等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応いたしません。

(10)　物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱（電信柱・電柱付属物・電線等を含む。）・支線・ゴミ置き場・道路設置物（ガードレール等）・道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。

県はこれらについて対応いたしません。

(11)　物件の敷地内（地中を含む。）にゴミ・ガラ・砕石・切り株等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、県は対応いたしません。

(12)　現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応いたしません。

(13)　物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

(14)　境界確認協議書がある場合は、契約者から交付依頼があった場合に限り、所有権移転後に個人情報等を黒塗りした写しを原本証明の上お渡しします（原本はお渡ししません。）。なお、道路との境界に関する書面については、県が所有している場合に限り、その写しをお渡しします。

17　問合せ先等

(1)　入札手続に関する問合せ先及び入札書類の提出場所

総務局総務室経理・債権管理適正化グループ

住所：〒231－8588 横浜市中区日本大通１（県庁本庁舎４階）

電話：045-210-3032（直通）

(2)　入札物件に関する問合せ先

総務局財産経営部財産経営課調整グループ

住所：〒231－8588 横浜市中区日本大通１（県庁本庁舎５階）

電話：045-210-2506（直通）

様式集

県有財産一般競争入札参加申請書

令和　年　月　日

神奈川県知事　殿

申請者	住　所	
	法人名	
	代表者の役職及び氏名 （個人の場合は個人名）	

入札参加物件	物件番号　１・２・３・４・~~５~~・６・７・~~８~~・９・10

（該当する物件番号に〇を記入）

担当者氏名		連絡先	
責任者氏名		連絡先	

※　法人で押印を省略する場合は、「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。
（同じ場合は「同上」と記載）

県有財産の一般競争入札（令和８年９月 18 日付け公告分）の一般競争入札に参加したく、申請します。

なお、次の事項については事実と相違ないことを誓約します。

(1)　地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当する者でないこと。

(2)　地方自治法第 238 条の３の規定に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと

(3)　入札の参加に当たっては、入札説明書、県有財産売買契約書（案）及び物件調書の内容を承知した上で参加します。

(注)

1　複数の物件に参加を希望する場合は、この用紙をコピーし、１件ごとに申請してください。

2　連名で入札の参加を申請する場合は、事前に別途お問い合わせください。

受付印

入 札 保 証 金 返 還 請 求 書

令和　年　月　日

神奈川県知事　殿

（申請者）
住　所

法人名

代表者の役職及び氏名
（個人の場合は個人名）

※法人で押印を省略する場合
担当者氏名　　連絡先

責任者氏名　　連絡先

※法人で押印を省略する場合は、「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。（同じ場合は「同上」と記載）

入札参加物件	物件番号　１・２・３・４・~~５~~・６・７・~~８~~・９・10

（該当する物件番号に〇を記入）

金　　円

県有財産の一般競争入札（令和８年９月 18 日付け公告分）の入札保証金として納付したので、下記振込先に振り込んでください。

振込先

金 融 機 関 名	**銀行・信用金庫**				**支店**			
預　金　種　別	**普通**	**当座**		**その他（　　）**				
口　座　番　号 （右 詰 め）								
（フリガナ）								
口 座 名 義 人								

（注）
１　複数の物件に入札する場合は、この用紙をコピーして１件ごとに作成してください。
２　申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

入　札　書

令和　年　月　日

神奈川県知事　殿

（申請者）
住　所

法人名

代表者の役職及び氏名
（個人の場合は個人名）

※法人で押印を省略する場合
担当者氏名　　連絡先

責任者氏名　　連絡先

※法人で押印を省略する場合は、「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。（同じ場合は「同上」と記載）

物　件　番　号	金　　額										
１・２・３・４・~~５~~・６・７・~~８~~・９・10	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一

（該当する物件番号に〇を記入）

くじ引き指定本数 □ 本

県有財産の一般競争入札説明書（令和８年９月 18 日付け公告分）の記載内容を承知のうえ上記のとおり入札します。

（注）
1　必要事項は、ボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記載し、記名のうえ、ご郵送ください。
2　入札金額は、入札書に右詰めで、土地並びに土地に付随する建物、工作物及び立木等に係る合計金額（税込み）を算用数字で表示し、最初の数字の前に「￥」を記入してください。また、金額については、訂正できません。
3　複数の物件に入札する場合は、この用紙をコピーして１件ごとに使用してください。
4　申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。
5　事由のいかんにかかわらず提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
6　最高入札額が同額の場合に使用する、くじ引き指定本数に１～９までの記入をしてください。記載がない場合は、１とみなします。くじ引きの方法については、21 ページ記載のとおりです。

神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書

令和　年　月　日

今般、神奈川県の県有財産の一般競争入札に参加するに当たっては、神奈川県暴力団排除条例（平成22 年神奈川県条例第 75 号）第２条第２号から第５号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

また、神奈川県が、上記内容を確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

なお、代表者以外に記載した者についても、個人情報の提供及び神奈川県警察本部への照会について本人の同意を得ております。

神奈川県暴力団排除条例（抜粋）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（略）

(2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員 法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。

(5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（略）

１　入札参加物件

物件番号＿＿＿＿＿＿

２　申請者

住　所

法人名

代表者の役職及び氏名

（個人の場合は個人名）

※法人で押印を省略する場合

担当者氏名　　連絡先

責任者氏名　　連絡先

※法人で押印を省略する場合は、「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。（同じ場合は「同上」と記載）

(ﾌﾘｶﾞﾅ) 代表者氏名	生年月日 (明治M,大正T,昭和S,平成H)	性別 (男･女)	住　所

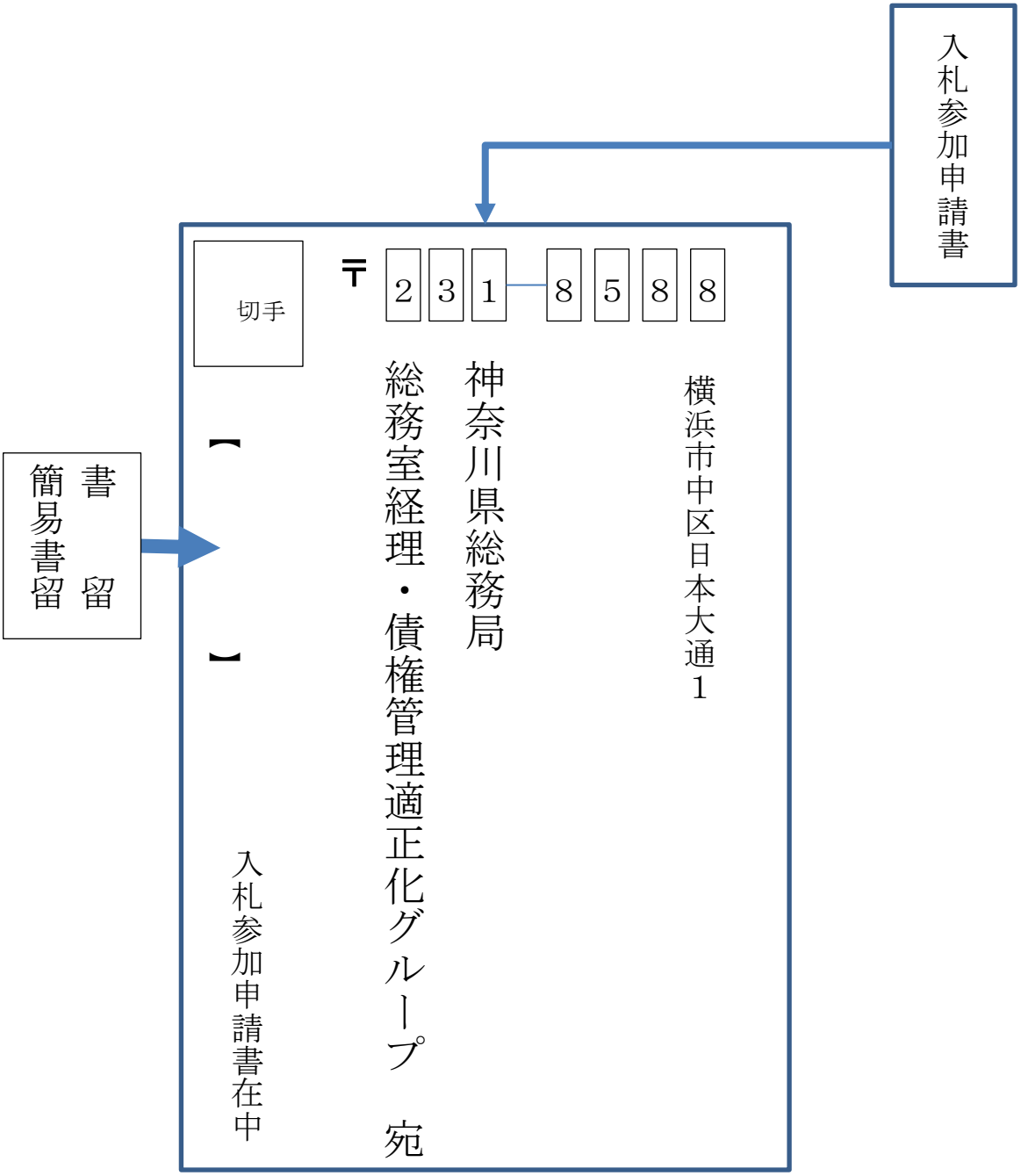
3　法人役員（取締役、監査人、監査法人等履歴事項全部証明書に記載されている者）

役職名	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏　名	生年月日 (明治M,大正T,昭和S,平成H)	性別 (男･女)	住　所

封筒の記載例

封筒の宛名記載例

（表面）入札参加申請

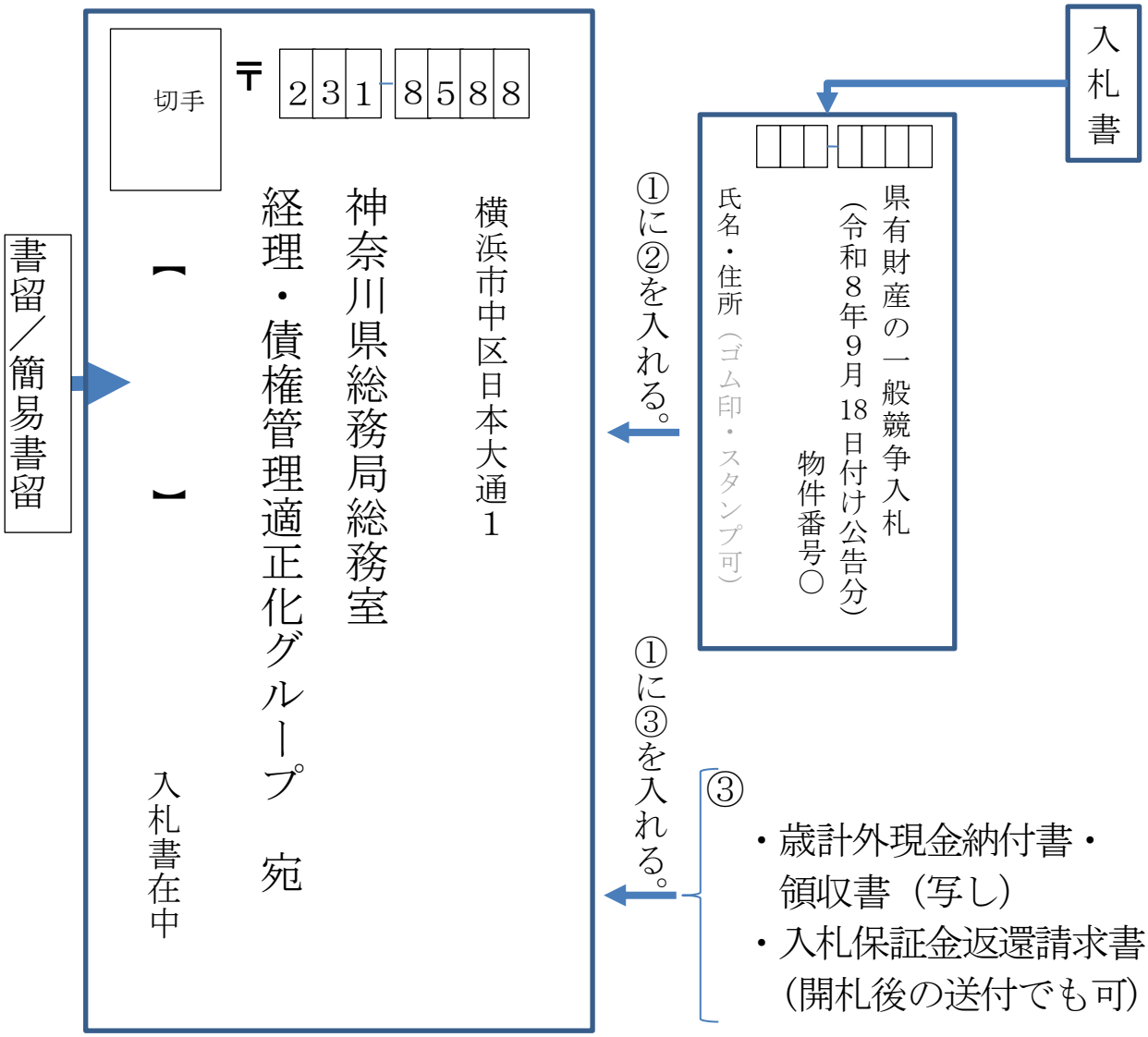


※封筒の裏面には差出人氏名・住所を記載してください。
※郵送手続きや料金等は郵便局にお問い合わせください。

封筒の宛名記載例

（表面）入札書提出

（①**外**封筒：送付用）　　（②**中**封筒：入札書封入用）



※①外封筒には、②中封筒、③歳計外現金納付書・領収書のコピー、入札保証金返還請求書（開札後の送付でも可）を入れてください。
※②中封筒には、入札書のみを入れて必ず封をしてください。
※①外封筒の裏面には、差出人氏名・住所を記載してください。
※郵送手続きや料金等は郵便局にお問い合わせください。

県有財産売買契約書（案）

神奈川県知事　黒岩　祐治（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の売買契約を締結する。

（目的）
第１条　甲は、その所有する別紙物件目録記載の県有財産（以下「売買物件」という。）を乙へ売り渡し、乙はこれを買い受ける。
（売買代金）
第２条　売買代金は、金＜落札金額＞円とする。ただし、土地に付随する建物、工作物及び立木等の価格は０円とする。
（契約保証金）
第３条　乙は、契約保証金として金＜契約保証金＞円を、この契約締結の日までに甲の発行する納付書により神奈川県指定金融機関等に納入するものとする。
２　前項の契約保証金は、第 16 条に定める損害賠償の額又はその一部としないものとする。
３　乙が本契約に定める義務を履行しないときは、第１項の契約保証金は甲に帰属するものとする。
（売買代金の納入）
第４条　乙は、第２条の売買代金を甲の発行する納入通知書により発行日から 30 日以内に神奈川県指定金融機関等に納入するものとする。
２　甲において、第３条第１項の契約保証金を第２条の売買代金の一部に充当できるものとする。
（違約金）
第５条　乙は、第２条に定める売買代金の納入を遅延したときは、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、当該納入金額につき神奈川県財務規則（昭和 29 年神奈川県規則第５号）第 33 条第１項に定める率で計算した額の違約金を甲の発行する納入通知書によりその指定する期日までに神奈川県指定金融機関等に納入するものとする。
２　前項の違約金の計算に用いる率は、当該遅滞が発生した日に適用されている率とする。
（所有権移転時期）
第６条　売買物件の所有権移転時期は、乙が第４条第１項に定める売買代金を完納したときとする。ただし、前条により違約金が賦課された場合には、その違約金を完納したときとする。
（登記の嘱託）
第７条　乙は、前条により売買物件の所有権が移転した後、甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲はその請求により所有権移転の登記を所轄法務局に嘱託するものとする。
２　前項の所有権の移転登記に要する登録免許税は、乙の負担とする。
（売買物件の引渡し）
第８条　甲は、第６条により所有権が移転した後、売買物件を現況のまま乙に引渡すものとする。
（危険負担）
第９条　乙は、売買物件が、この契約締結後引渡しまでの間に、甲の責に帰することがで

きない事由により、滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免、若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（契約不適合）

第 10 条　乙は、この契約締結後、売買物件に土壌汚染、地中埋設物、面積の不足その他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、甲に対して、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（契約の解除）

第 11 条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

２　甲は、警察本部からの通知等に基づき、乙が、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下「条例」という。）第２条第２号から第５号（以下「暴力団等」という。）までに該当すること及び条例第 23 条に違反したこと並びに暴力団等と密接な関係を有することが判明したときは、この契約を解除しなければならない。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

（条例の遵守及び用途制限等）

第 12 条　乙は、条例を遵守し、この契約の締結日から 10 年間、本売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本売買物件を第三者に譲渡し、若しくは本売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

（調査等）

第 13 条　甲は、前条に定める乙の義務の履行状況について随時調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

２　乙は、正当な理由がなくて前項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（用途制限義務及び調査等の違反に対する措置）

第 14 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、売買代金の 10 分の１に相当する金額を違約金として乙に請求することができる。なお、当該違約金は、違約罰と解釈するものとする。

(1)　第 11 条第２項の規定により、甲が契約を解除したとき。

(2)　第 12 条の規定に違反したとき。

(3)　前条第２項の規定に違反して正当な理由がなくて同条第１項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ったとき。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第 15 条　乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

（損害賠償）

第 16 条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

（有益費等請求権の放棄）

第 17 条　乙は、この契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求しないものとする。

（返還金及び利息）

第 18 条　甲は、この契約を解除したときは、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。ただし、この場合利息は付さないものとする。

（乙の原状回復義務）

第 19 条　乙は、甲が第 11 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

２　乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。

３　乙は、第１項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならないものとする。

（印紙税の負担）

第 20 条　この契約の締結に必要な印紙税は、乙の負担とする。

（信義誠実の義務）

第 21 条　甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。

（相隣関係等への配慮）

第 22 条　乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意するものとする。

（疑義等の決定）

第 23 条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（管轄裁判所）

第 24 条　この契約について、訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書を２通作成し、両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　　横浜市中区日本大通１
　　神奈川県知事　　黒岩　祐治

乙　　住所
　　氏名

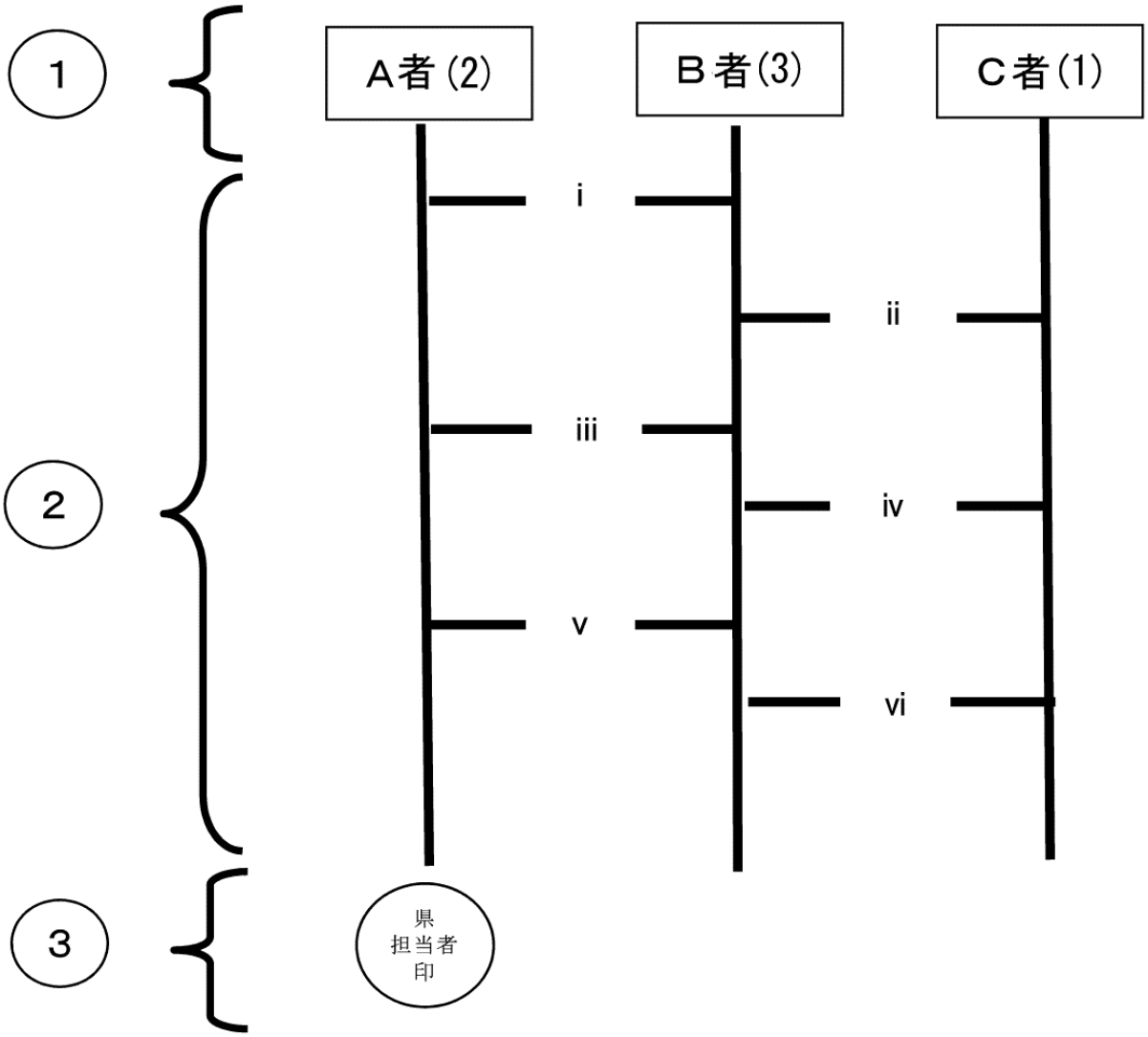
別紙

物　件　目　録

所在地	地目	面積	備考
			付随する建物、工作物一式

くじ引きの方法について

例）３者同価の場合



① 上記例で、Ａ者からＣ者の並びは入札書の提出が早い順に左から右へ並べます。

② くじ引きに参加する全者が指定した本数の合計がくじに引く横線の本数とします（上記例では６本）。この線は、上記例のように１本目がＡ者とＢ者の間（ⅰ）、２本目がＢ者とＣ者の間（ⅱ）、３本目以降も同じ順番〔（ⅲ）～（ⅵ）〕で上から下へ交互に引いていきます。

③ 上記例のとおり、県の担当者印の押印箇所（常に左の縦線下端）を引いた者を契約候補者とします。上記例ではＡ者です。

物件調書

物　件　調　書

物件番号 1

物　件　名	元鶴見川サイクリングコース休憩所					
所　在　地	横浜市青葉区鉄町35番					
住居表示	未実施					
地積（実測）	257.85㎡（公簿：267㎡）	地　目	田	形　状	台　形	
接面道路の幅員及び構造	南西側で幅員約4.0m（市道鴨志田第99号）の建築基準法第42条第１項第１号道路にほぼ等高に接しています。（接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）					
法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化調整区域				
		用途地域	指定なし			
		建ぺい率	50%	容積率	80%	
		その他規制	建築基準法第22条区域等			
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	無			
	その他の法律	農業振興地域（農用地区域外）、宅地造成等工事規制区域等				
	上記法令等に関する詳細は、横浜市にお問い合わせください。					

私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	供給処理施設の状況	電　気	可
				上水道	可
	負担の内容	―		下水道	可
				都市ガス	不可

交通機関	鉄　道	東急田園都市線「青葉台駅」から北方約2.5ｋｍ
	バ　ス	東急バス「常盤橋」から北東方約0.1ｋｍ

参考事項

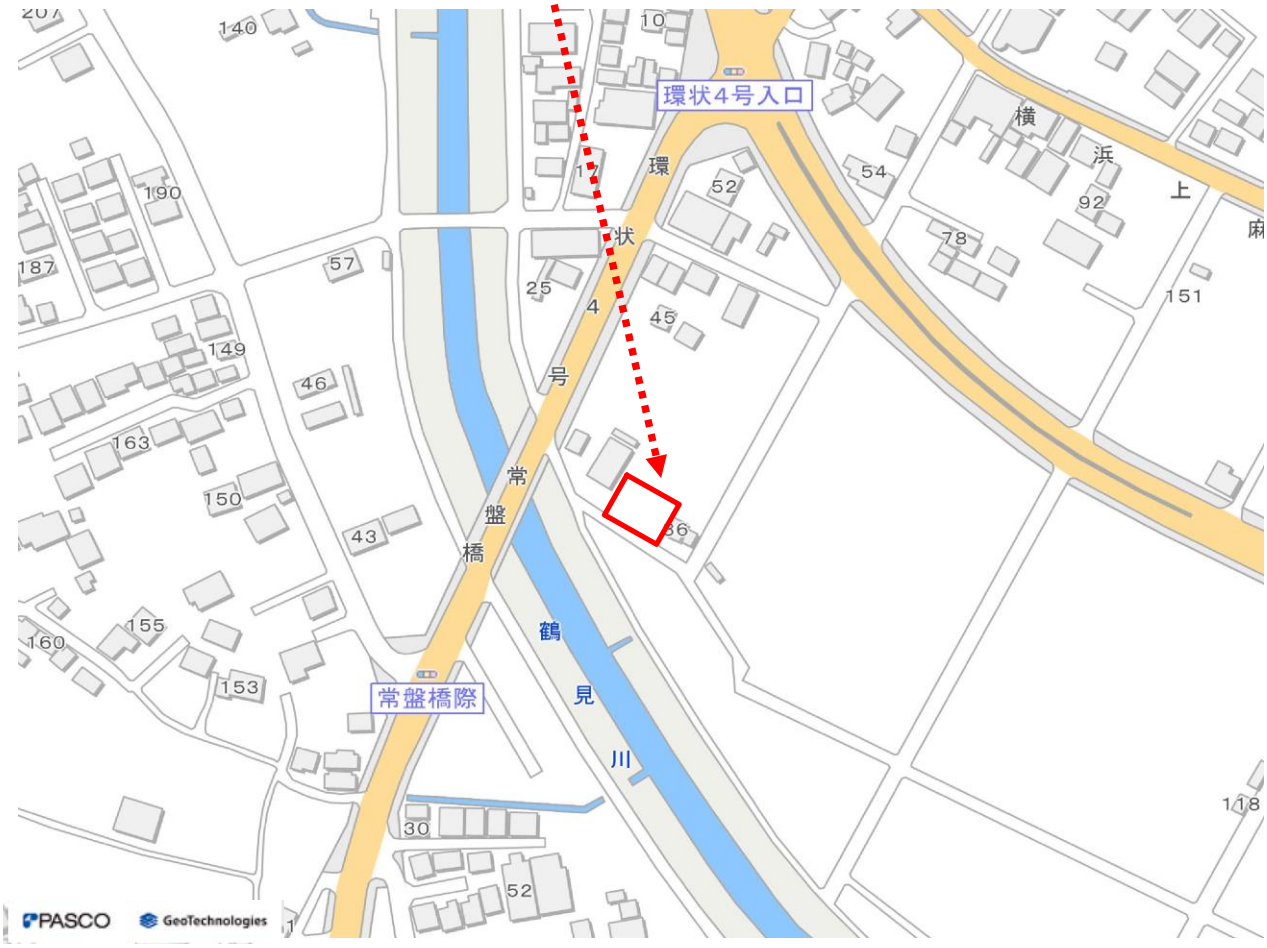
○土地について、敷地内の工作物等を含めた現況での引渡しとなります。なお、県は田として利用したことはありません。
○土地は、農地につき買受適格証明書の提出が必要です（入札説明書　４　入札参加申請を参照してください）。また、当該証明書については、横浜市中央農業委員会にお問い合わせください。
○土地は市街化調整区域に定められています。都市計画法、農地法等の取扱いについては横浜市にお問い合わせください。
○敷地内は、ほぼ平坦です。
○上水道については、敷地南西側道路の手前部分までに本管（25㎜）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。
○下水道については、敷地南西側道路に分流汚水管（250㎜）が敷設されています。
○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は横浜市の許可が必要です。詳細は横浜市にお問い合わせください。
○土地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。
○土地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。
○土地については、地下埋設物等の有無についての調査は、実施しておりません。

案内図

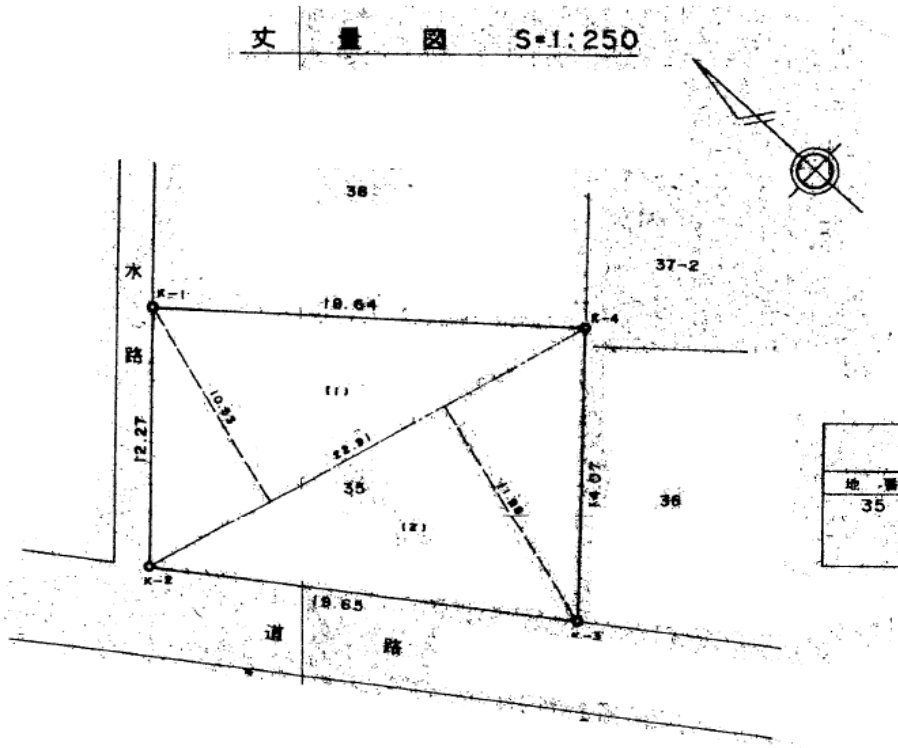
広域


寺家町
早野
宗英寺
桐蔭学園小
ふるさと村テニスクラブ
セブンイレブン
桐蔭学園高
桐蔭横浜大
桐蔭学園高女子部
鉄町
環状4号入口
横浜上麻生道
桐蔭学園入口
横浜あおばの里
くろがね青少年野外活動
鉄小
鴨志田東
中里学園
PASCO
GeoTechnologies

詳細


環状4号入口
横浜上
環状4号
常盤橋
常盤橋際
鶴見川
PASCO
GeoTechnologies

明細図



面積計算表

地番	符号	底辺	高サ	倍面積	面積
35	1	22.91	10.53	241.2423	
	2	22.91	11.98	274.4618	
				515.7041	257.8520㎡

写真１	写真２
	
写真３	
	

物　件　調　書

物件番号２

物　件　名	元浦賀警察署幹部公舎				
所　在　地	横須賀市浦賀丘一丁目39番76				
住居表示	実施地区（横須賀市浦賀丘一丁目18番１）				
地積（実測）	336.14㎡	地　目	宅　地	形　状	ほぼ長方形
接面道路の幅員及び構造	敷地東側で幅員約６ｍの建築基準法第42条第１項第１号道路に等高に接面しています。 （接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）				

法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化区域		
		用途地域	第１種低層住居専用地域	
		建ぺい率	40 ％	容積率　80 ％
		その他規制	建築基準法第22条区域等	
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	無	
	その他の法律	土砂災害警戒区域、宅地造成等工事規制区域等		
	上記法令等に関する詳細は、横須賀市等にお問い合わせください。			

私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	供給処理施設の状況	電　気	可
				上水道	可
	負担の内容	―		下水道	可
				都市ガス	可

交通機関	鉄　道	京浜急行本線「浦賀駅」から南西方約1.2ｋｍ
	バ　ス	京浜急行バス「浦賀丘」から西方約0.2ｋｍ

参考事項

○土地は、鉄筋コンクリート造の２階建ての建物と車庫の敷地として利用されており、メッシュフェンス等で囲われています。また、南側に空地を設けています。
○前面道路と等高に接する車庫部分及び敷地出入口と公舎部分には高低差があります。
○敷地北側の一部が土砂災害警戒区域に指定されています。指定については神奈川県横須賀土木事務所に、地域防災等については横須賀市にお問い合わせください。
○引渡しについては、上記の建物・工作物等を含めた現況での引渡しとなります。
○上水道については、敷地東側道路に本管（150㎜）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。
○下水道については、敷地東側道路に汚水管（250㎜）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。
○都市ガスについては、敷地東側道路に低圧の管（50㎜）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。
○敷地内において、東京電力PG（株）の支線が１条あり、土地賃貸借契約を締結しています。
○本敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。
○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は横須賀市の許可が必要です。詳細は横須賀市にお問い合わせください。

（裏面にも記載があります。）

参考事項	○本敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。 ○参考に、建物等の図面、アスベスト調査結果を別途、電子データでご提供しますので、希望される場合は財産経営課にお問い合わせください。なお、アスベスト調査結果と異なる状況が確認されたとしても、除却の実施及び費用負担等について、県は対応しません。

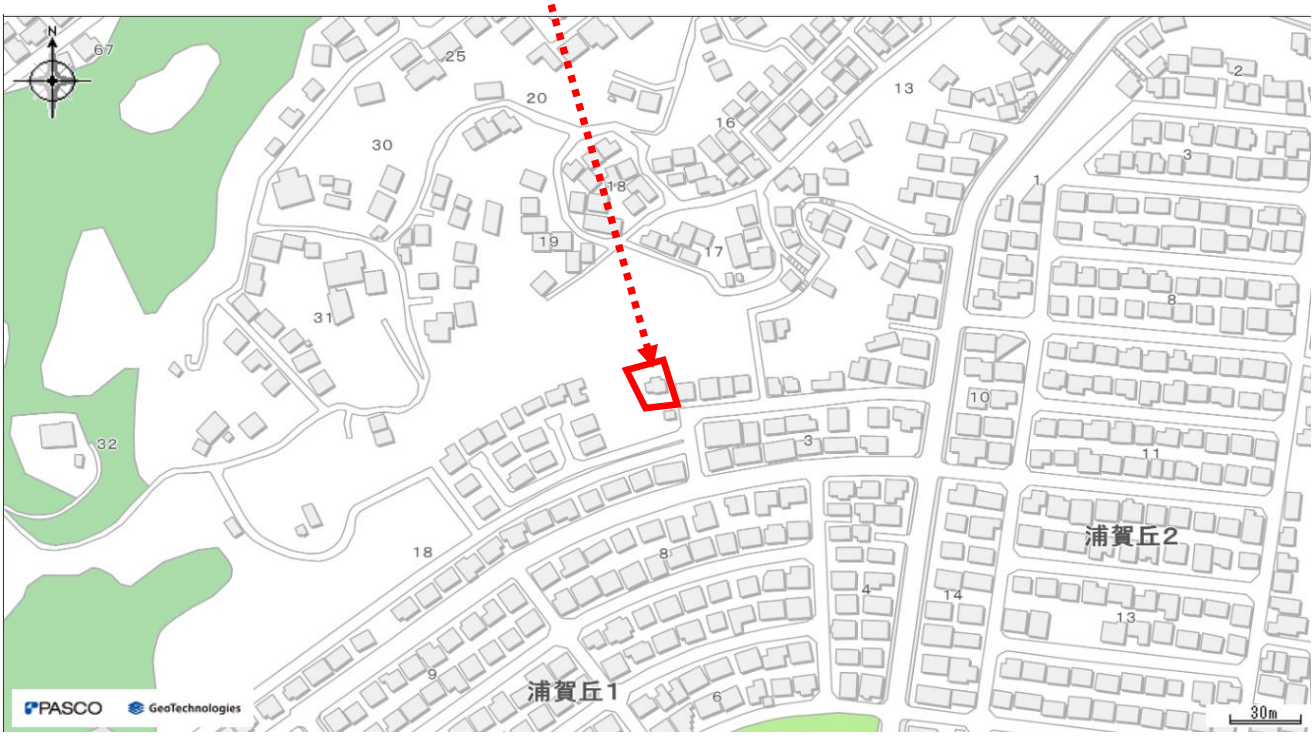
物件名		元浦賀警察署幹部公舎
建物	建物登記	未登記
	名称	寮舎・宿舎
	新築年月日	昭和57年1月4日
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
	延床面積	103.14㎡
参考事項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。

案内図

広域


N
吉井4
浦賀3
京急ストア
浦賀
浦賀駅前
浦賀中
浦賀5
浦賀4
浦賀6
二葉2
東浦賀1
梅山
乗誓寺
mamaの広場
吉井1
浦賀丘1
浦賀丘2
浦賀7
浦賀局
浦賀港
ミニストップ
新町局
東林寺
東浦賀2
東福寺
西浦賀3
高坂小
東叶神社
西浦賀1
PASCO
GeoTechnologies
100m

詳細


N
67
25
20
30
16
13
2
3
1
18
19
17
31
8
10
32
3
11
浦賀丘2
18
8
4
14
13
9
浦賀丘1
6
PASCO
GeoTechnologies
30m

明細図

求積表

地番	Ⓐ 39-76			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
MC19	-83820.131	-11256.704	-7.032	589423.161192
MPA18	-83840.814	-11252.703	18.788	-1575201.213432
MPB8	-83838.117	-11237.916	14.221	-1192261.861857
PC9	-83834.138	-11238.482	-2.420	202878.613960
PZ1	-83824.784	-11240.336	-4.268	357764.178112
MA21	-83818.955	-11242.750	-5.335	447174.124925
MA20	-83814.728	-11245.671	-13.954	1169550.714512
			合計	-672.282588
			合計面積	336.1412940
			地積	336.14 ㎡

地番	面積
Ⓐ 39-76	336.1412940 ㎡

測地系	座標系	縮尺係数	測量年月日
測地成果2011	IX系	0.999902	令和元年10月21日

基準点・引照点座標一覧表

点名	X座標	Y座標	備考
PB10	-83833.077	-11228.747	引照点
PC11	-83839.056	-11228.081	引照点
PC12	-83842.736	-11231.190	引照点
20A67	-83911.798	-11314.613	街区多角点
2A184	-83867.371	-11233.645	街区節点
2A184-1	-83834.814	-11233.903	多角点

「横須賀市土木部道路管理課の公表成果を使用」

土地の所在	横須賀市浦賀丘一丁目

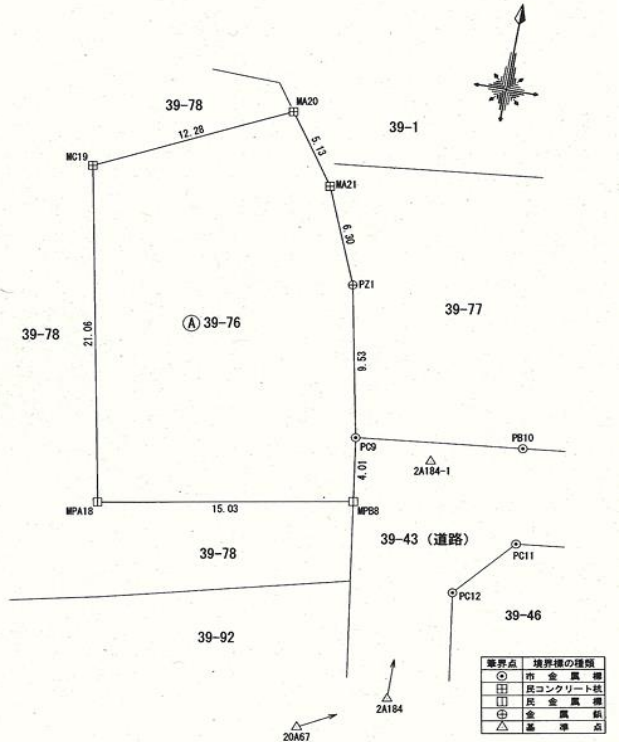


写真１	写真２
	
写真３	写真４
	

物　件　調　書

物件番号 3

物　件　名	元田浦警察署幹部公舎				
所　在　地	横須賀市長浦町二丁目90番８				
住　居　表　示	未実施				
地積（実測）	216.70㎡	地　目	宅　地	形　状	ほぼ台形
接面道路の幅員及び構造	敷地南東側で幅員約10ｍの建築基準法第42条第１項第１号道路に等高または約1.6ｍ高く接面しています。 （接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）				

法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化区域		
		用途地域	第１種住居地域	
		建ぺい率	60 ％	容　積　率　200％
		その他規制	第１種高度地区、準防火地域等	
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	無	
	その他の法律	土砂災害警戒区域、宅地造成等工事規制区域等		
	上記法令等に関する詳細は、横須賀市等にお問い合わせください。			

私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	供給処理施設の状況	電　気　可
				上水道　可
	負担の内容	―		下水道　可
				都市ガス　可

交通機関	鉄　道	京浜急行本線「安針塚駅」から北東方約0.４ｋｍ ＪＲ横須賀線「田浦駅」から南東方約0.８ｋｍ
	バ　ス	京急バス「田ノ浦」から北西方約0.１ｋｍ

参考事項

○土地は、鉄筋コンクリート造地上２階建の建物敷地として利用されており、建物・工作物・立木等を含めた現況での引渡しとなります。
○敷地内には高低差があり、前面道路とほぼ等高に接する駐車場及び敷地出入口と、高低差約1.6mの階段で接続された公舎部分が存在します。
○上水道については、敷地南東側道路に本管（75㎜）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。
○下水道については、敷地南東側道路に汚水分流管（200㎜）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。
○敷地北側の一部が土砂災害警戒区域に指定されています。指定については神奈川県横須賀土木事務所に、地域防災等については横須賀市にお問い合わせください。
○敷地は擁壁、ブロック塀、伸縮門扉、ネットフェンス等で囲われています。
○敷地南西側において、隣接地権者所有のコンクリートブロック塀が県有地に越境しています。
○敷地北東側において、県所有の土留め擁壁及びコンクリートブロック塀が隣接地に越境しています。
○敷地北西側において、県所有の倉庫のたたき及び樹木が隣接地に越境しています。
○越境に関してはそれぞれ覚書を締結し、越境者は解消に努めることとしているほか、越境物の改修工事等を行う際は、双方協議のうえ越境者の負担において越境物を自己所有地内に設置することとしています。

（裏面にも記載があります。）

参考事項	○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は横須賀市の許可が必要です。詳細は横須賀市にお問い合わせください。 ○本敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。 ○本敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。 ○参考に、建物等の図面、アスベスト調査結果を別途、財産経営課で配布しています。なお、アスベスト調査結果と異なる状況が確認されたとしても、除却の実施及び費用負担等について、県は対応しません。

物件名		元田浦警察署幹部公舎
建物	建物登記	未登記
	名称	寮舎、宿舎
	新築年月日	昭和56年3月31日
	構造	鉄筋コンクリート造2階建
	延床面積	102.10㎡
参考事項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。

案内図

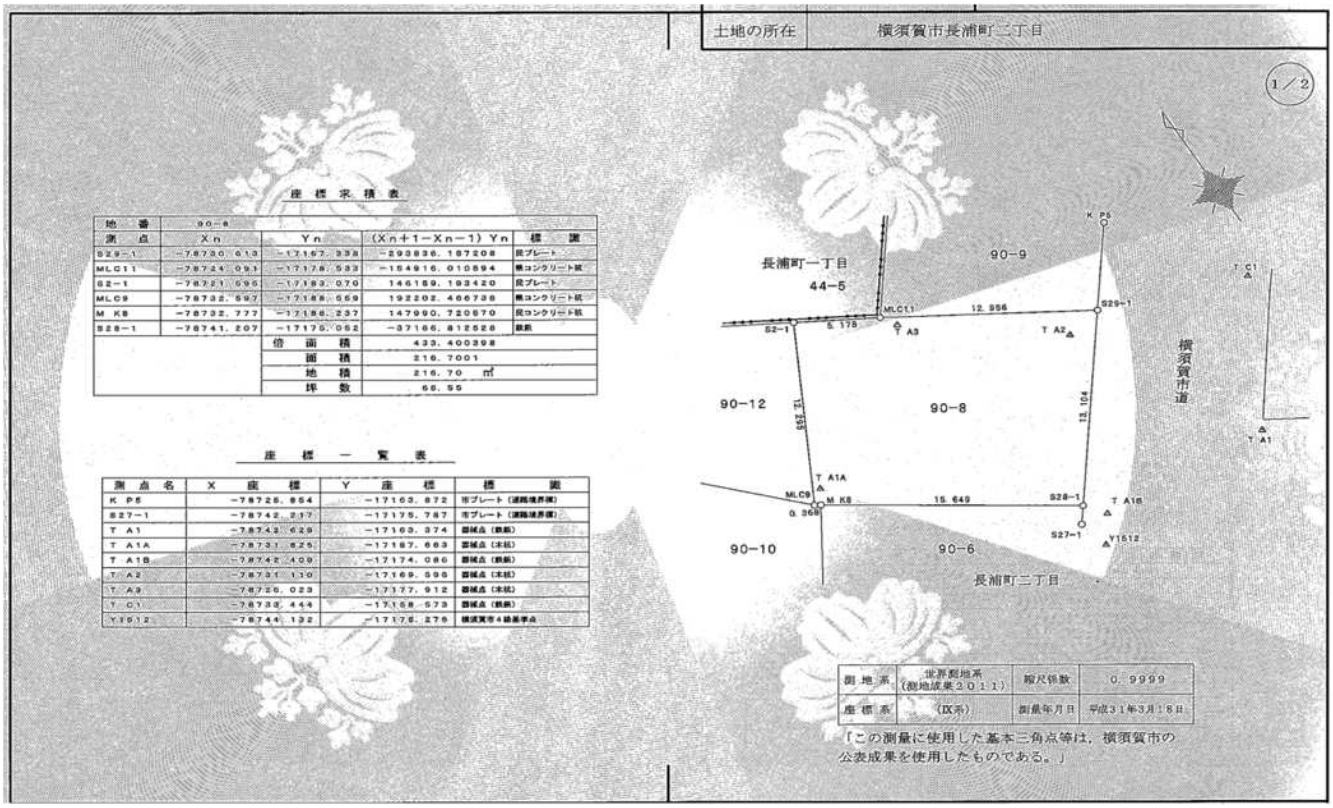
広域


田浦港町
田浦駅
田浦町3
田浦町1
田浦町2
長浦町5
長浦町4
長浦町1
安針塚駅入口
安針塚駅
安針台
吉倉町1
西逸見町1
横須賀本港
横須賀駅
横須賀変電所
長浦局
長浦小
田浦1公園
田の浦公園
100 m

詳細


長浦町1
長浦町2
常光寺
長浦神明社
長浦隧道
新長浦隧道
長浦局
安針塚駅入口
東長浦会館
ガーデンタウン安針塚
田の浦公園
新コモンヒルズ安針台
セザール安針塚
30 m

明細図



土地の所在　横須賀市長浦町二丁目

1／2

座標求積表

地番	90−8		
測点	Xn	Yn	(Xn+1−Xn−1)Yn　標識
S29−1	−78730.013	−17167.338	−293836.187208　民プレート
MLC11	−78724.091	−17178.533	−154916.010894　県コンクリート杭
S2−1	−78721.595	−17193.070	146159.193420　民プレート
MLC9	−78732.597	−17188.569	192202.466738　県コンクリート杭
M K8	−78732.777	−17186.237	147990.720870　民コンクリート杭
S28−1	−78741.207	−17175.052	−37166.812528　鉄釘
		倍面積	433.400398
		面積	216.7001
		地積	216.70 ㎡
		坪数	65.55

座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	標識
K P5	−78726.854	−17163.872	市プレート（道路境界標）
S27−1	−78742.217	−17175.787	市プレート（道路境界標）
T A1	−78742.629	−17160.374	器械点（鉄鋲）
T A1A	−78731.825	−17167.663	器械点（木杭）
T A1B	−78742.409	−17174.086	器械点（鉄鋲）
T A2	−78731.130	−17169.595	器械点（木杭）
T A3	−78726.023	−17177.912	器械点（木杭）
T C1	−78733.444	−17168.573	器械点（鉄鋲）
Y1512	−78744.132	−17176.276	横須賀市4級基準点

測地系	世界測地系（測地成果２０１１）	縮尺係数	0.9999
座標系	（IX系）	測量年月日	平成３１年３月１８日

「この測量に使用した基本三角点等は，横須賀市の公表成果を使用したものである。」

写真１	写真２
	
写真３	写真４
	

物　件　調　書

物件番号４

物　件　名	元平塚警察署須賀交番				
所　在　地	平塚市札場町17番19				
住居表示	実施地区（平塚市札場町17番22）				
地積（実測）	49.97㎡	地　目	宅　地	形　状	不整形
接面道路の幅員及び構造	南西側及び南東側で幅員約20ｍ（県道607号平塚港平塚停車場）の建築基準法第42条第１項第１号道路に等高ないし約50ｃｍ高く接しています。 （接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）				

法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化区域		
		用途地域	近隣商業地域	
		建ぺい率	80％	容積率　200％
		その他規制	第２種高度地区、準防火地域等	
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	無	
	その他の法律	宅地造成等工事規制区域等		
	上記法令等に関する詳細は、平塚市等にお問い合わせください。			

私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	供給処理施設の状況	電　気　可
				上水道　可
	負担の内容	―		下水道　可
				都市ガス　可

交通機関	鉄　道	JR東海道線「平塚駅」から南東方約1.5ｋｍ
	バ　ス	神奈川中央交通バス「札の辻」から北方約0.1ｋｍ

参考事項

○土地は、コンクリートブロック造の２階建ての建物及びその敷地であり、建物・工作物等を含めた現況での引渡しとなります。
○敷地内は、ほぼ平坦です。
○建物の土台となる部分の土地は約10ｃｍ、花壇部分は約20ｃｍないし約50ｃｍ高く接道しています。
○上水道については、敷地南東側道路に本管（100㎜）が敷設されており、敷地内に引込管及び給水管が敷設されています。また、敷地南西側道路に本管（150㎜）が敷設されています。
○下水道については、敷地南西側及び南東側道路に本管（300㎜）が敷設されており、敷地内に接続桝（汚水・雨水）が敷設されています。
○都市ガスについては、敷地南西側道路に低圧の管（75㎜）が敷設されています。
○敷地内には廃止処理済みの浄化槽が敷設されています。
○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は神奈川県の許可が必要です。詳細は神奈川県砂防課厚木南駐在事務所にお問い合わせください。
○土地は平塚市津波ハザードマップにおいて、浸水想定「0.01～0.3m」の区域に含まれています。詳細は平塚市にお問い合わせください。

（裏面にも記載があります。）

参考事項	○敷地北西側において、隣接者所有のコンクリートたたき（以下「工作物」という。）が土地へ越境しています。 ○当該越境に関しては覚書を締結し、越境者は土地所有者が工作物を使用することについて承諾しているほか、土地所有者の負担において工作物を除却する場合には、越境者は異議を申し立てないこととしています。また、当該除却に当たっては事前に双方協議の上で実施するものとしています。 ○土地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。 ○土地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。 ○参考に、建物等の図面、アスベスト調査結果を別途、電子データで提供しますので、希望される場合は財産経営課にお問い合わせください。なお、アスベスト調査結果と異なる状況が確認されたとしても、除却の実施及び費用負担等について、県は対応しません。

物件名		元平塚警察署須賀交番
建物	建物登記	未登記
	名称	派出所
	新築年月日	昭和46年12月2日
	構造	コンクリートブロック造２階建
	延床面積	41.04㎡
参考事項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。

案内図

広域


久領堤
代官町
ABEMA湘南バンク
札場町
夕陽ケ丘
幸町
千石河岸
高浜台
須賀
相模川
湘南大橋
柳島
湘南シーサイドCC
平塚駅南口入口
湘南海岸公園
平塚学園高
太洋中
高浜高
須賀公園
湘南ベルマーレひらつかビーチパーク
PASCO
GeoTechnologies
100 m

詳細


乗蓮寺
幸町局
長楽寺
海宝寺
幸町
須賀
須賀港
平塚魚市場
田中ヒフ科
荒井歯科
コープ札場
コープ野村平塚海浜
PASCO
GeoTechnologies
30 m

明細図

地番	17－19			
NO	X_n	Y_n	$Y_{n+1} - Y_{n-1}$	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_{n-1})$
K3	−75273.728	−42664.626	4.704	−354087.616512
K4	−75278.375	−42657.367	12.943	−974328.007625
K5	−75270.304	−42651.683	−4.704	354100.016256
K6	−75269.695	−42662.071	−12.943	974315.662385
			合計	−99.945490
			合計面積	49.9727480
			地積	49.97 ㎡

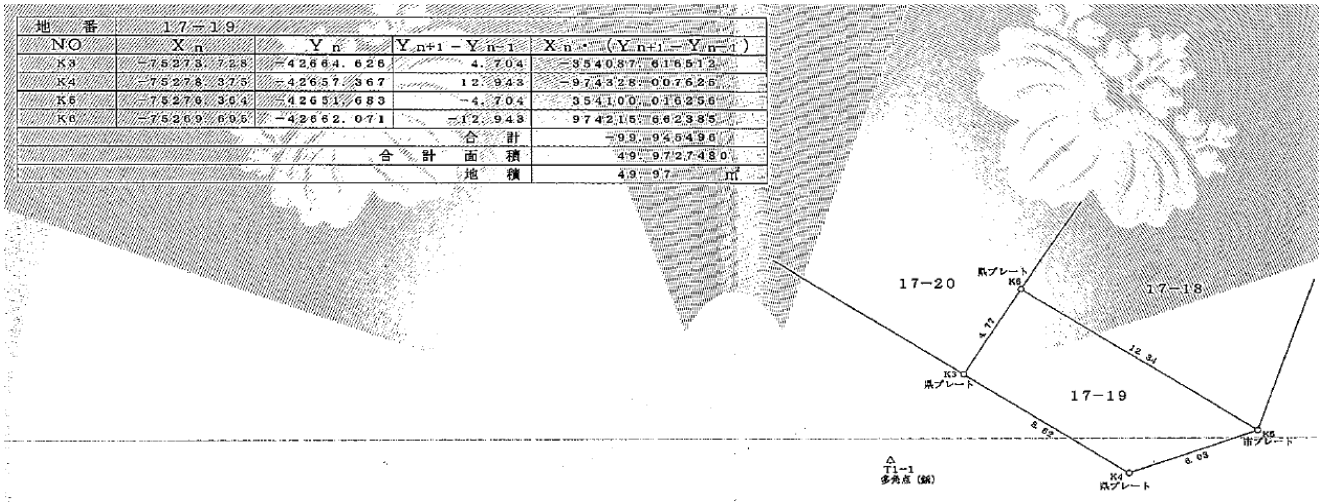


写真１	写真２
	
写真３	写真４
	

（中止）物　件　調　書

物件番号５

物　件　名	県土整備事業用代替地				
所　在　地	小田原市城山四丁目250番13				
住　居　表　示	実施区域（詳細は、小田原市へお問い合わせください。）				
地積（実測）	202.41㎡	地　目	宅　地	形　状	不　整　形
接面道路の幅員及び構造	敷地西側で幅員約４ｍの建築基準法第42条第１項第１号道路に対し等高または約1.1ｍから1.4ｍ高く接面しています。 （接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）				

法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化区域		
		用途地域	第１種低層住居専用地域	
		建ぺい率	60　％	容　積　率	150　％
		その他規制	小田原市小峰地区建築協定等	
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	有（遺跡番号No.62）	
	その他の法律	景観計画区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、宅地造成等工事規制区域等		
	上記法令等に関する詳細は、小田原市等にお問い合わせください。			

私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	供給処理施設の状況	電　気　可
	負担の内容	―		上水道　可
				下水道　可
				都市ガス　可

交通機関	鉄　道	小田急箱根登山線「箱根板橋駅」から北東方約0.8km
	バ　ス	箱根登山バス「板橋見附」から北方約0.5km

参考事項

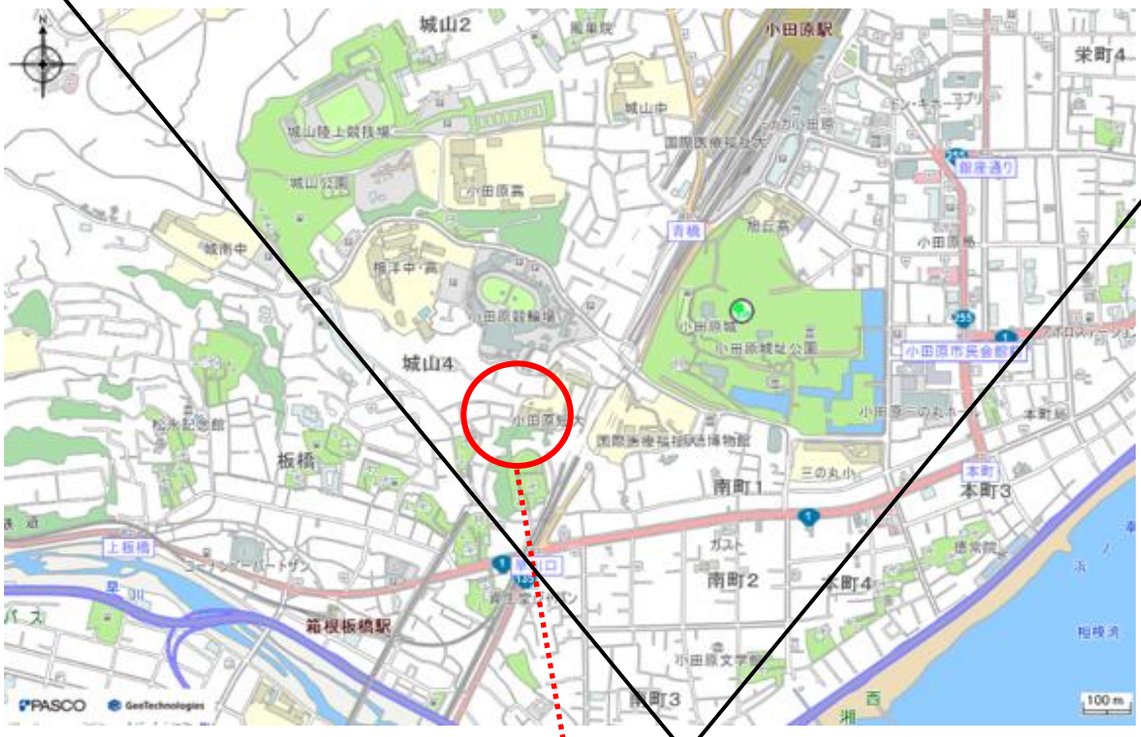
○土地は、工作物等を含めた現況での引渡しとなります。
○敷地内には高低差があります。約1.1～1.4m程度道路との段差があり、北側にいくにつれて高くなりますが、敷地内南西端は前面道路とほぼ等高に接しております。
○敷地内西側ほぼ中央に道路からの上り階段（高さ約1.1m、幅約1.3m、コンクリート製）があります。
○上水道については、敷地西側道路に本管（75㎜）が敷設されております。
○下水道については、敷地西側道路に本管（200㎜）が敷設されており、敷地内に接続桝（汚水）が設置されています。
○都市ガスについては、敷地西側道路に低圧の管（80㎜）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されております。
○敷地は、埋蔵文化財包蔵地に指定されています。詳細は、小田原市にお問い合わせください。
○敷地内において、小田原市の防犯灯１本が存置しておりますが、近日中に市により撤去予定です。
○敷地西側一部は土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されています。区域の指定等に関することは神奈川県県西土木事務所小田原土木センターへ、地域防災等については小田原市へお問い合わせください。
○敷地は小田原市小峰地区建築協定が結ばれています。詳細は、小田原市にお問い合わせください。
○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されています。詳細は神奈川県砂防課厚木南駐在事務所にお問い合わせください。

（裏面にも記載があります。）

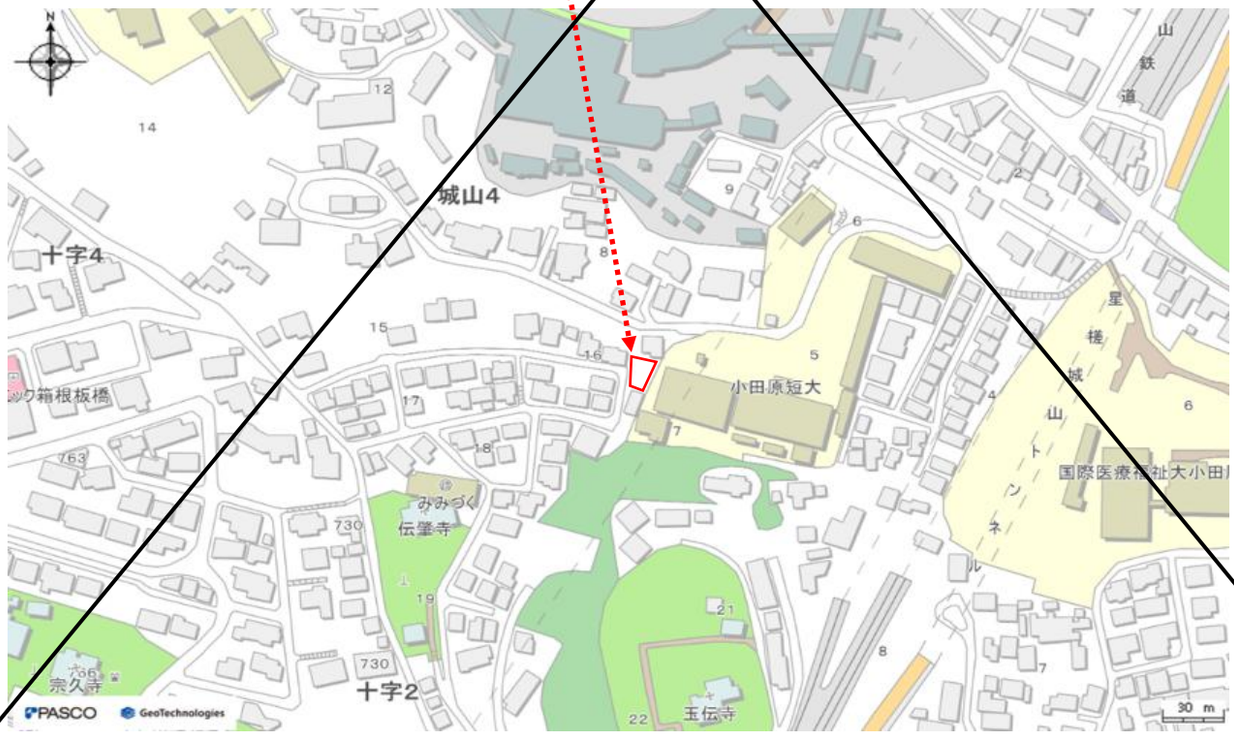
参考事項	○本敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。 ○本敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。

案内図

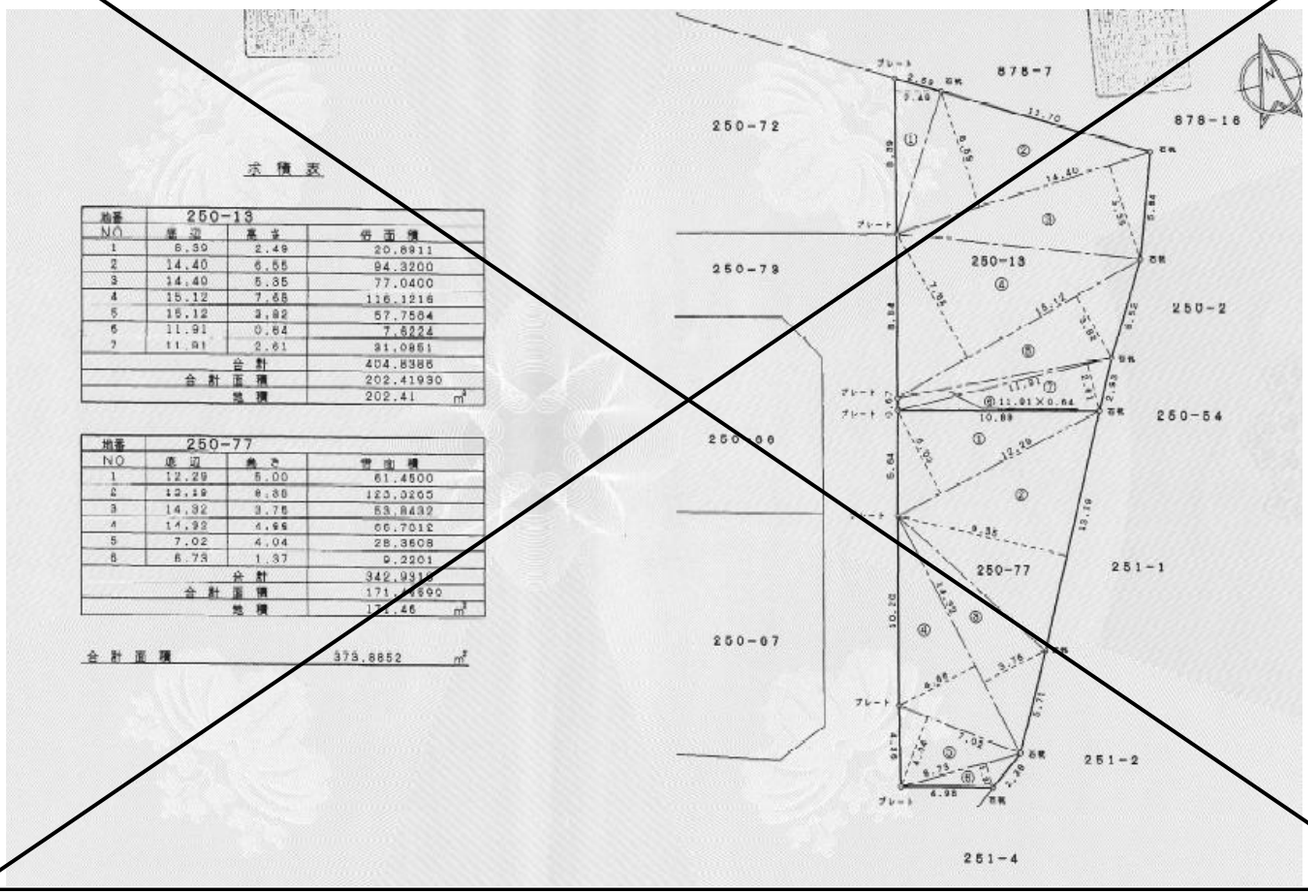
広域


城山2
小田原駅
栄町4
城山4
板橋
南町1
南町2
南町3
本町3
本町4
箱根板橋駅
PASCO
GeoTechnologies
100 m

詳細


城山4
十字4
十字2
小田原短大
伝肇寺
玉伝寺
宗久寺
PASCO
GeoTechnologies
30 m

明細図

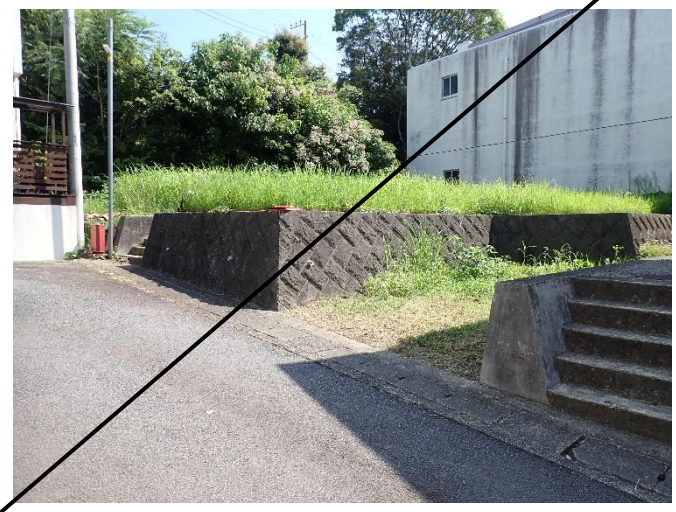


示積表

地番	250-13		
NO	底辺	高さ	倍面積
1	6.30	2.49	20.8911
2	14.40	6.55	94.3200
3	14.40	5.35	77.0400
4	15.12	7.65	116.1216
5	15.12	3.82	57.7584
6	11.91	0.64	7.6224
7	11.91	2.61	31.0851
		合計	404.8386
		合計面積	202.41930
		地積	202.41 ㎡

地番	250-77		
NO	底辺	高さ	倍面積
1	12.29	5.00	61.4500
2	12.19	8.88	125.3265
3	14.92	3.75	53.8432
4	14.92	4.66	66.7012
5	7.02	4.04	28.3608
6	6.78	1.37	9.2201
		合計	342.9318
		合計面積	171.46590
		地積	171.46 ㎡

合計面積　373.8852 ㎡

写真１	写真２
	
写真３	
	

物　件　調　書

物件番号 6

物　件　名	元秦野警察署入船町公舎					
所　在　地	秦野市入船町2051番１、2051番５、2051番６、2051番７、2051番13、2051番14、2051番20、2053番５、2053番６、2058番３、2058番４、2058番５、2058番９					
住　居　表　示	実施地区（秦野市入船町９番１号、２号）					
地積（実測）	2,368.11㎡（公簿:2,365.95㎡）	地　目	宅地	形　状	不整形	
接面道路の幅員及び構造	南西側で幅員約11.1ｍの建築基準法第42条第１項第１号道路に等高に接面し、南東側で幅員約6.1～9.8ｍの建築基準法第42条第１項第１号道路に最大で約1.4ｍ高く接面しており、「市道62号線歩道設置事業」の計画範囲に含まれています。 （接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）					
法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化区域				
		用途地域	準工業地域			
		建ぺい率	60％	容　積　率	200％	
		その他規制	建築基準法第22条区域等			
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	無（曽屋入船町遺跡及び曽屋二丁目遺跡・隣接地）			
	その他の法律	宅地造成等工事規制区域等				
	上記法令等に関する詳細は、秦野市等にお問い合わせください。					
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	供給処理施設の状況	電　気	可	
				上水道	可	
	負担の内容	―		下水道	可	
				都市ガス	可	
交通機関	鉄　道	小田急小田原線「秦野駅」から北東方約1.2ｋｍ				
	バ　ス	神奈川中央交通バス「下宿」から南東方約0.2ｋｍ				
参考事項	○土地は、鉄筋コンクリート造の３階建てと４階建ての建物・駐車場・駐輪場敷地として利用されており、建物・工作物・立木等を含めた現況での引渡しとなります。 ○敷地内は、ほぼ平坦ですが、南東道路側進入口は緩やかなスロープとなっています。 ○敷地はネットフェンス等で囲われています。 ○上水道については、敷地南東側道路に本管（150㎜）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。 ○下水道については、敷地南東側道路に汚水枝線（250㎜）敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。 ○都市ガスについては、敷地南東側道路に低圧の管（100㎜）が敷設されており、敷地内に引込んでいます。 ○敷地は、埋蔵文化財包蔵地の隣接地に該当しています。詳細は、秦野市にお問い合わせください。 ○敷地南西側において、隣接地権者所有の建物の庇が越境しています。 ○越境に関しては覚書を締結し、越境者は解消に努めることとしているほか、建替え工事等を行う際は、双方協議のうえ越境者の負担において越境物を撤去するものとしています。 （裏面にも記載があります。）					

参考事項	○敷地内において、東京電力PG（株）の本柱１本・支柱１本、NTT東日本（株）及びジェイコム（株）の共架電線１本、秦野市の街路灯１本が存置しており、それぞれ土地賃貸借契約を締結しています。 ○敷地南東側の一部（約110.2㎡）が「市道62号線歩道設置事業」の計画範囲に含まれています。 ○本地取得後、土地利用に当たっては秦野市への当該道路用地の譲渡に努めてください。なお、当該道路用地の譲渡に伴い建物等の除却が必要となります。 ○「市道62号線歩道設置事業」及び当該道路用地の譲渡に係る手続き等の詳細は、秦野市建設部道路整備課にお問い合わせください。 ○本敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。 ○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は神奈川県の許可が必要です。詳細は神奈川県砂防課厚木南駐在事務所に確認してください。 ○本敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。 ○参考に、建物等の図面、アスベスト調査結果、秦野市へ譲渡する道路用地の実測図及び平面図を別途、電子データで提供しますので、希望される場合は財産経営課にお問い合わせください。なお、アスベスト調査結果と異なる状況が確認されたとしても、除却の実施及び費用負担等について、県は対応しません。

物件名		元秦野警察署入船町公舎
建物１	建物登記	未登記
	名称	元入船町公舎１号棟
	新築年月日	昭和 48 年 3 月 31 日
	構造	鉄筋コンクリート造３階建
	延床面積	681.71 ㎡
参考事項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。
建物２	建物登記	登記済（所在：秦野市入船町 2051 番地１、2058 番地５、2058 番地３、2051 番地１先　家屋番号：2051 番１の３）
	名称	元入船町公舎２号棟
	新築年月日	昭和 57 年４月６日
	構造	鉄筋コンクリート造４階建
	延床面積	923.00 ㎡（予定価格算定基準面積：960.03 ㎡）
参考事項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。

案 内 図

広域

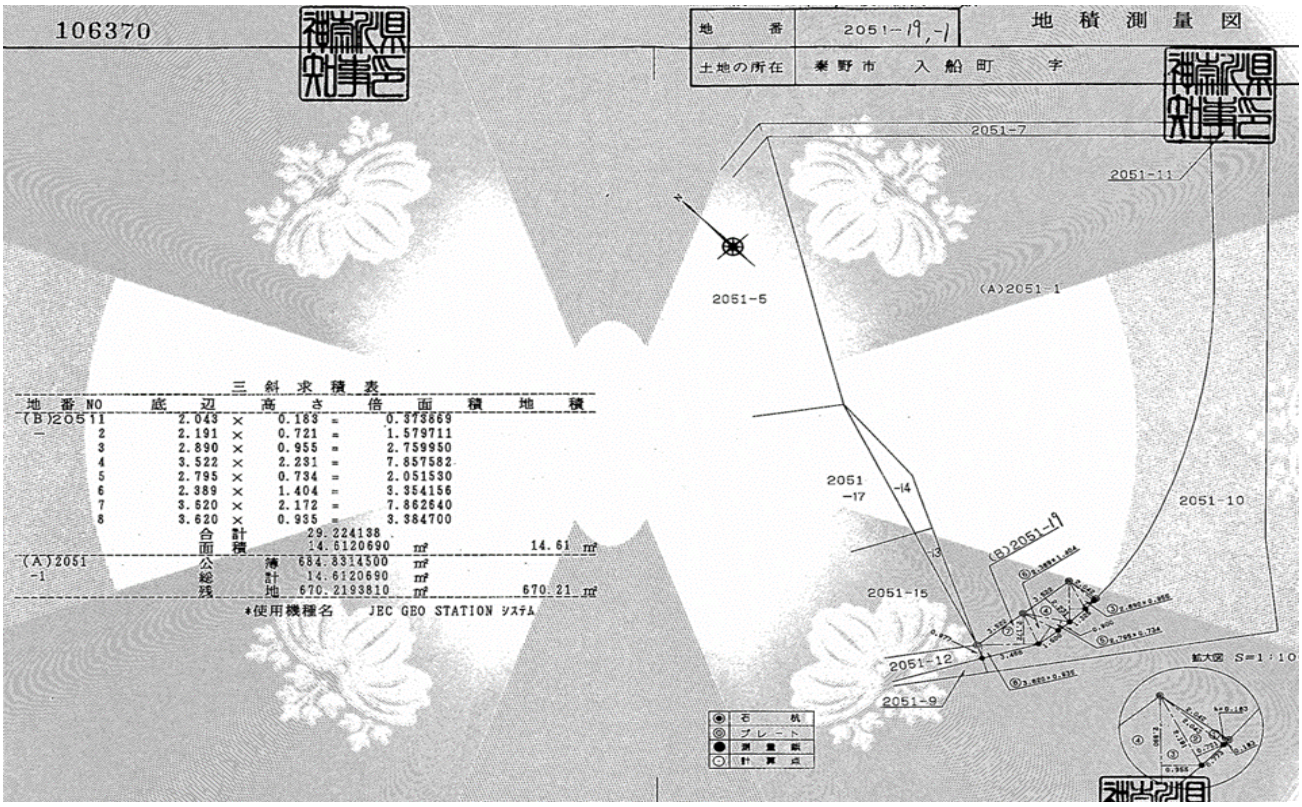

曽屋2
下落合
曽屋1
水神町
寿町
幸町
栄町
元町
本町1
本町2
本町3
秦野駅
曽屋
末広小
ENEOS
イオン秦野SC
本町公民館
秦野市役所
本町小
天徳寺
文京局
名古木入口
クリーンセンター入口
100 m

詳細


内田歯科
友和デンタル
人船町
ENEOS
イオン秦野SC
亀崎医院
鈴木ストア
妙法寺
本町公民館
末広ふれあいセンター
末広町
末広小
寿町
古峯神社
30 m

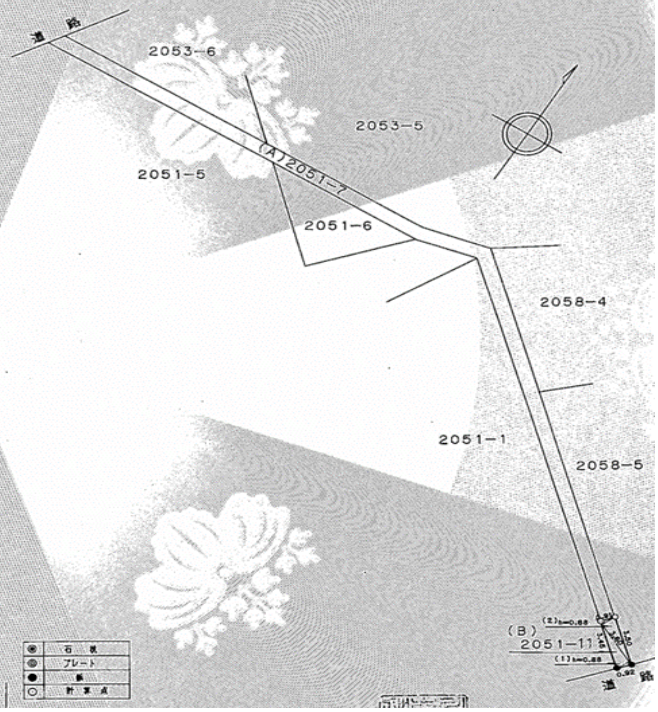
明 細 図


2048-6
2048-7
2048-8
2048-9
2053-2
2058-9
2053-5
2048-5
2048-17
2048-11
2048-18
2048-4
2048-10
2053-6
2051-20
2051-5
2058-4
2058-3
2058-5
2048-1
2048-19
2048-16
2048-12
2048-3
2048-13
2051-8
2051-7
2058-11
2058-10
2063-12
2063-10
2063-13
2063-9
2048-15
2051-17
2051-4
2051-1
2051-14
2051-15
2051-13
2051-19
2048-14
2034-2
2051-12
2051-9
2051-3
2051-10
2062-11
2062-8
2062-4
2062-3
2062-7
2062-9
2058-12
2058-7
2059-3
2058-2
2063-4
2063-1
2063-14
2063-16
2063-7
2063-6
2063-8


106370
地積測量図
地番 2051-19,-1
土地の所在 秦野市 入船町 字
2051-7
2051-11
2051-5
(A)2051-1
(B)2051-19
2051-17
2051-14
2051-13
2051-10
2051-15
2051-12
2051-9
三斜求積表
地番 NO 底辺 高さ 倍面積 地積
(B)2051-19 1 2.043 × 0.183 = 0.373869
2 2.191 × 0.721 = 1.579711
3 2.890 × 0.955 = 2.759950
4 3.522 × 2.231 = 7.857582
5 2.795 × 0.734 = 2.051530
6 2.389 × 1.404 = 3.354156
7 3.620 × 2.172 = 7.862640
8 3.620 × 0.935 = 3.384700
合計 29.224138
面積 14.6120690 ㎡ 14.61 ㎡
(A)2051-1 公簿 684.8314300 ㎡
総計 14.6120690 ㎡
残地 670.2193810 ㎡ 670.21 ㎡
*使用機種名 JEC GEO STATION システム
石杭
プレート
測量杭
計算点
拡大図 S=1:10

106364

地番	2051-11,-7	地積測量図
土地の所在	秦野市 入船町 字	



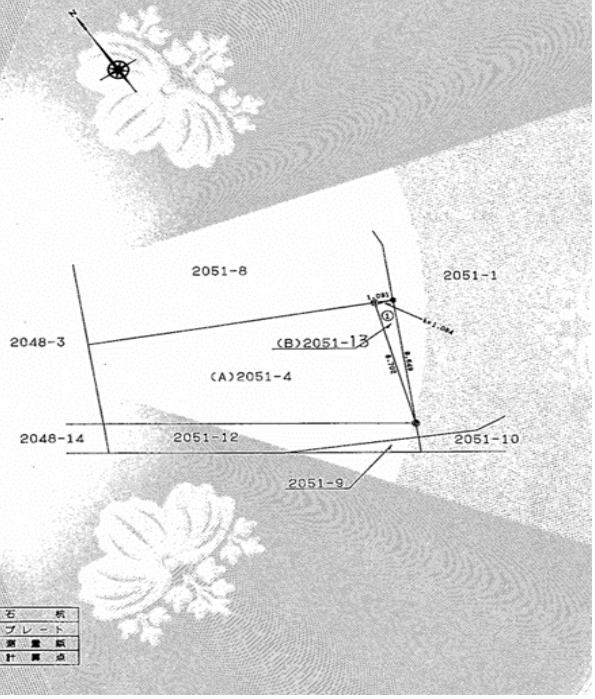
三斜求積表

地番NO	底辺		高さ	倍面積	地積
(B)2051 1	3.60	×	0.88 =	3.1680	
-11 2	3.60	×	0.88 =	3.1680	
	合計		6.3360		
	面積		3.16800 ㎡		3.16 ㎡
(A)2051	公簿		54.1225000 ㎡		
-7	総計		3.16800 ㎡		
	残地		50.9545000 ㎡		50.95 ㎡

*使用機種名 JEC GEO STATION ｼｽﾃﾑ

106366

地番	2051-13,-4	地積測量図
土地の所在	秦野市 入船町 字	



三斜求積表

地番NO	底辺		高さ	倍面積	地積
(B)2051 1	8.702	×	1.084 =	9.432968	
-13	合計		9.432968		
	面積		4.7164840 ㎡		4.71 ㎡
(A)2051	公簿		109.8328515 ㎡		
-4	総計		4.7164840 ㎡		
	残地		105.1163675 ㎡		105.11 ㎡

*使用機種名 JEC GEO STATION ｼｽﾃﾑ

106367

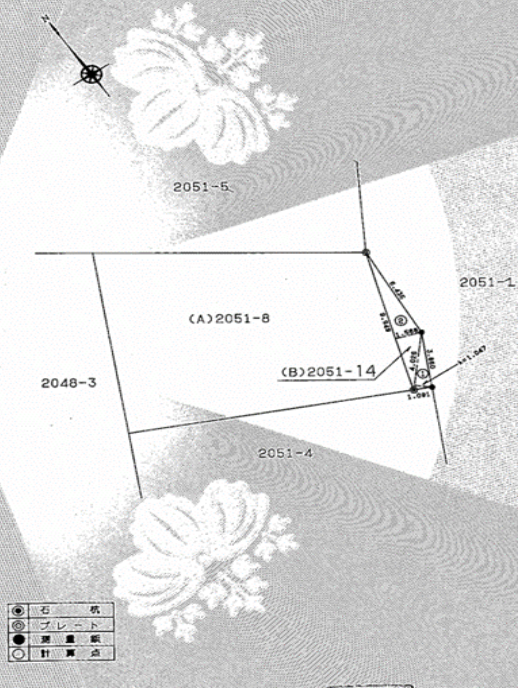
地積測量図

地番	2051－14,－8
土地の所在	秦野市　入船町　字

三斜求積表

地番 NO	底辺		高さ		倍面積	地積
(B)2051	4.026	×	1.047	=	4.215222	
－14　2	9.949	×	1.568	=	15.600032	
	合計				19.815254	
	面積				9.9076270 ㎡	9.90 ㎡
(A)2051	公簿				195.2959000 ㎡	
－8	総計				9.9076270 ㎡	
	残地				185.3882730 ㎡	185.38 ㎡

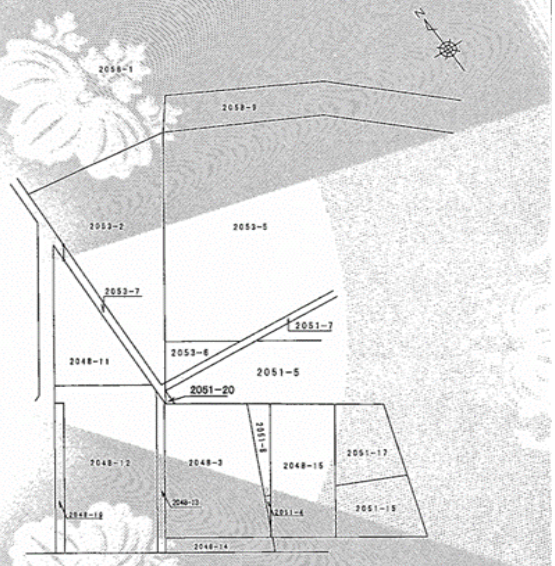
＊使用機種名　JEC GEO STATION ｼｽﾃﾑ



◉ 石杭
◎ プレート
● 測量鋲
○ 計算点

土地所在図

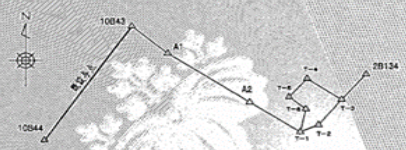
地番	2051－20
土地の所在	秦野市入船町



地積測量図

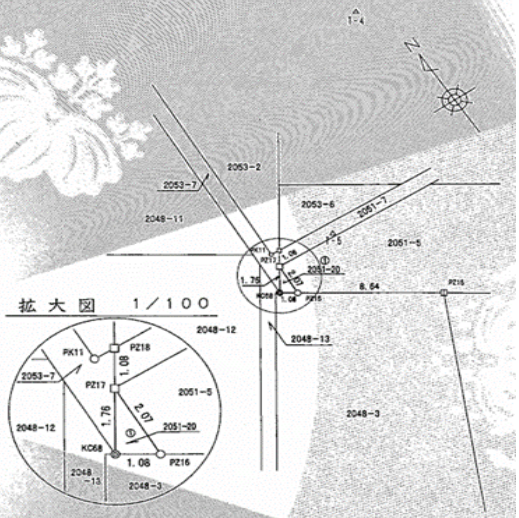
地番	2051-20
土地の所在	秦野市入船町

基準点網図　縮尺＝1：5000



基準点網測一覧表

点名	X座標	Y座標	点名	X座標	Y座標
10B43	-68703.218	-55012.712	T-1	-68845.520	-54813.332
10B44	-68857.283	-55115.962	T-2	-68835.991	-54781.477
2B134	-68788.092	-54734.774	T-3	-68802.284	-54763.678
A1	-68740.086	-54976.271	T-4	-68773.639	-54805.314
A2	-68805.666	-54872.925	T-5	-68788.194	-54826.625
			T-6	-68814.634	-54806.729



拡大図　1／100

座標法面積計算表

地番	① 2051-20			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
PZ17	-68798.230	-54831.582	-0.892	61368.021160
KC58	-68799.691	-54832.569	-0.095	6535.970645
PZ16	-68800.302	-54831.677	0.987	-67905.899074
		合計		-1.906269
		合計面積		0.9531345
		地積		0.95 ㎡

秦野市建設基準課公表成果を使用した。

点名	X座標	Y座標	備考
10B43	-68703.218	-55012.712	金属標
10B44	-68857.283	-55115.962	金属標
T-4	-68773.639	-54805.314	金属鋲
T-5	-68788.194	-54826.625	金属鋲
2B134	-68788.092	-54734.774	金属標

基準点	10B43 10B44 2B134	図解外

凡例

点マーク	境界点の種類
◎	コンクリート杭
□	プラスチック杭
⊠	市会属標
⊡	民会属標
○	図上計算点

座標系	世界測地系（測地成果2011）
測量年月日	令和 3年 1月10日

106376

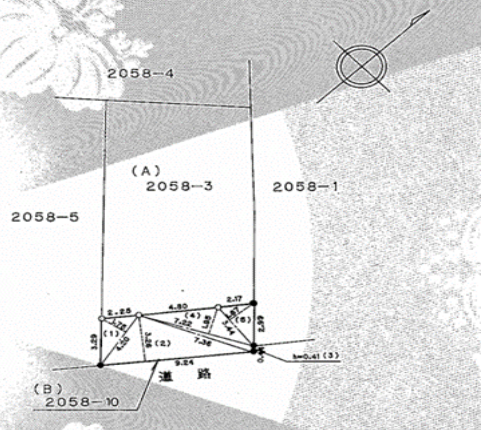
地積測量図

地番	2058-10, -3
土地の所在	秦野市　入船町　字

三斜求積表

地番	NO	底辺		高さ		倍面積	地積
(B)2058	1	4.20	×	1.75	=	7.3500	
-10	2	9.24	×	3.26	=	30.1224	
	3	7.36	×	0.41	=	3.0176	
	4	7.22	×	1.95	=	14.0790	
	5	3.44	×	1.87	=	6.4328	
		合計		61.0018			
		面積		30.50090	㎡		30.50 ㎡
(A)2058		公簿		165.2800000	㎡		
-3		総計		30.50090	㎡		
		残地		134.7791000	㎡		134.77 ㎡

＊使用機種名　JEC GEO STATION システム



◉ 石杭
◎ プレート
● 鋲
○ 計算点

106377

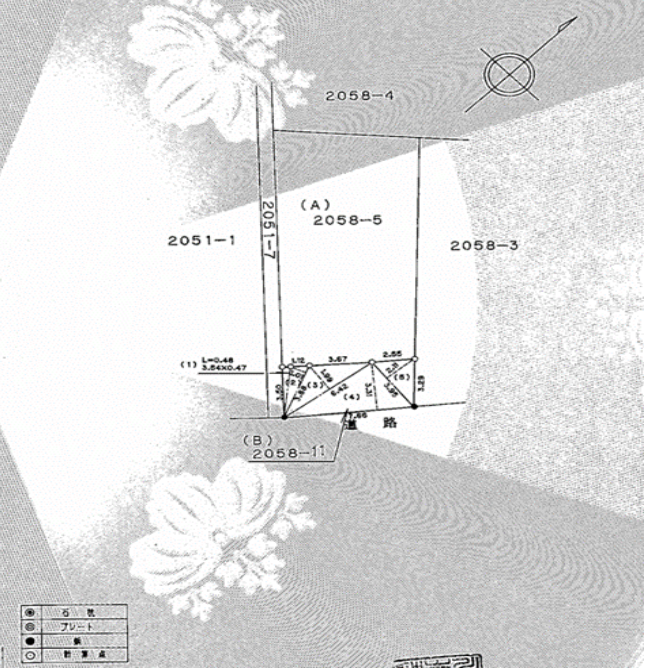
地積測量図

地番	2058-11,-5
土地の所在	秦野市　入船町　字

三斜求積表

地番	NO	底辺		高さ		倍面積	地積
(B)2058-11	1	3.54	×	0.47	=	1.6638	
	2	3.88	×	1.01	=	3.9188	
	3	6.42	×	1.99	=	12.7758	
	4	7.66	×	3.31	=	25.3546	
	5	3.95	×	2.11	=	8.3345	
		合計		52.0475			
		面積		26.02375	㎡		26.02 ㎡
(A)2058-5		公簿		135.3700000	㎡		
		総計		26.02375	㎡		
		残地		129.3462500	㎡		129.34 ㎡

*使用機種名　JEC GEO STATION ｼｽﾃﾑ



106375

地積測量図

地番	2058-9,-1
土地の所在	秦野市　入船町　字

三斜求積表

地番	NO	底辺		高さ		倍面積	地積
(B)2058-9	1	5.49	×	2.35	=	12.9015	
	2	6.17	×	1.38	=	8.5146	
	3	3.16	×	2.29	=	7.2364	
	4	6.17	×	2.24	=	13.8208	
	5	5.37	×	2.09	=	11.2233	
	6	28.53	×	4.84	=	138.0852	
	7	28.53	×	4.72	=	134.6616	
	8	20.45	×	4.60	=	94.0700	
	9	20.45	×	4.58	=	93.6610	
		合計		514.1744			
		面積		257.08720	㎡		257.08 ㎡
(A)2058-1		公簿		3970.9383085	㎡		
		総計		257.08720	㎡		
		残地		3713.8511085	㎡		3713.85 ㎡

*使用機種名　JEC GEO STATION ｼｽﾃﾑ

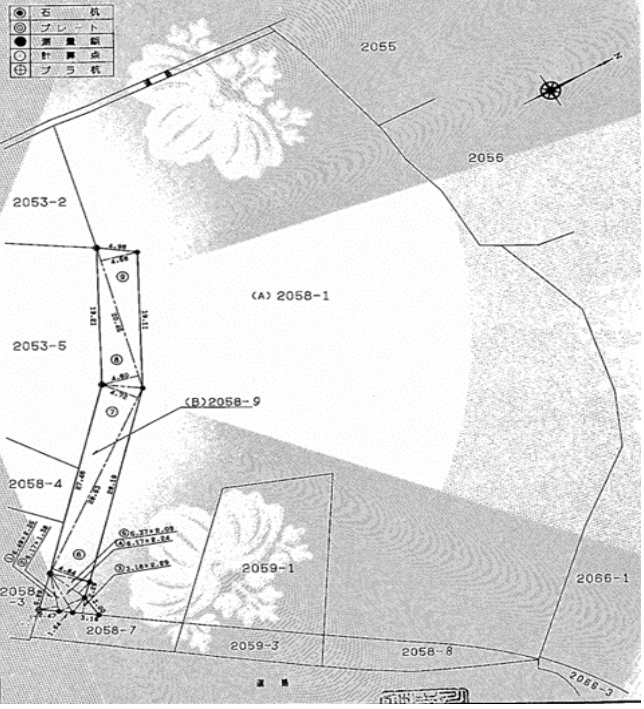


写真１	写真２
	
写真３	写真４
	

物　件　調　書

物件番号 7

物　件　名	元秦野警察署南矢名交番				
所　在　地	秦野市南矢名947番３				
住　居　表　示	未実施				
地積（実測）	166.77㎡	地　目	宅地	形　状	ほぼ長方形
接面道路の幅員及び構造	南側で幅員約14.5～15ｍの建築基準法第42条第１項第１号道路に等高に接面しています。 （接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）				

法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化区域			
		用途地域	第１種住居地域		
		建ぺい率	60％	容　積　率	200％
		その他規制	準防火地域等		
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	有（鳥居松遺跡）		
	その他の法律	宅地造成等工事規制区域等			
	上記法令等に関する詳細は、秦野市等にお問い合わせください。				

私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	供給処理施設の状況	電　気	可
				上水道	可
	負担の内容	―		下水道	可
				都市ガス	不可

交通機関	鉄　道	小田急小田原線「東海大学前駅」から南西方約1.8km
	バ　ス	神奈川中央交通バス「秦野高校前」から北西方約0.1km

参考事項

○土地は、鉄筋コンクリート造の２階建ての建物・駐車場・駐輪場敷地として利用されており、建物・工作物等を含めた現況での引渡しとなります。
○敷地内は、ほぼ平坦です。
○敷地はネットフェンス等で囲われています。
○上水道については、敷地南側道路に本管（150㎜）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。
○下水道については、敷地南側道路に汚水枝線（200㎜）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。
○敷地は、埋蔵文化財包蔵地に該当しています。詳細は、秦野市にお問い合わせください。
○敷地内において、東京電力PG（株）の電柱１本・支線１条、NTT東日本（株）の共架電線１本が存置しており、それぞれ土地賃貸借契約を締結しています。
○本敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。

（裏面にも記載があります。）

参考事項	○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は神奈川県の許可が必要です。詳細は神奈川県砂防課厚木南駐在事務所に確認してください。 ○本敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。 ○参考に、建物等の図面、アスベスト調査結果を別途、電子データで提供しますので、希望される場合は財産経営課にお問い合わせください。なお、アスベスト調査結果と異なる状況が確認されたとしても、除却の実施及び費用負担等について、県は対応しません。

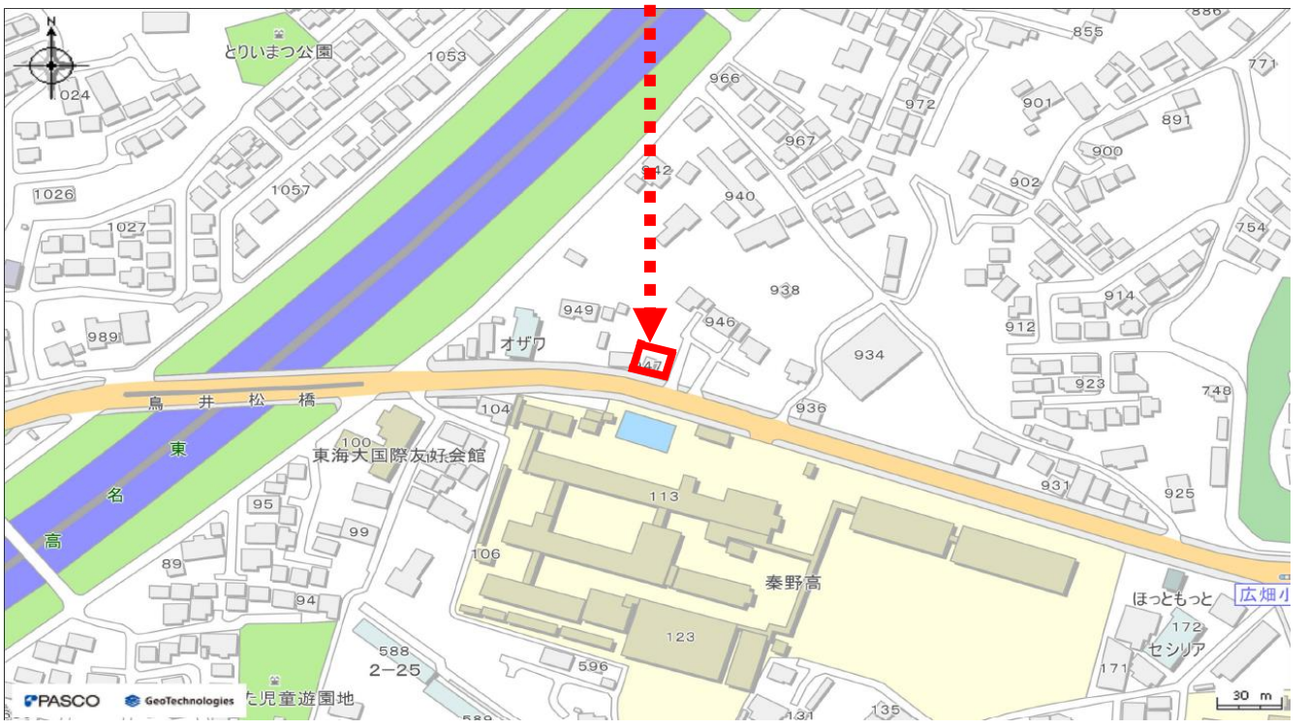
物件名		元秦野警察署南矢名交番
建物１	建物登記	未登記
	名称	庁舎
	新築年月日	平成６年３月 31 日
	構造	鉄筋コンクリート造２階建
	延床面積	55.48 ㎡
参考事項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。

案 内 図

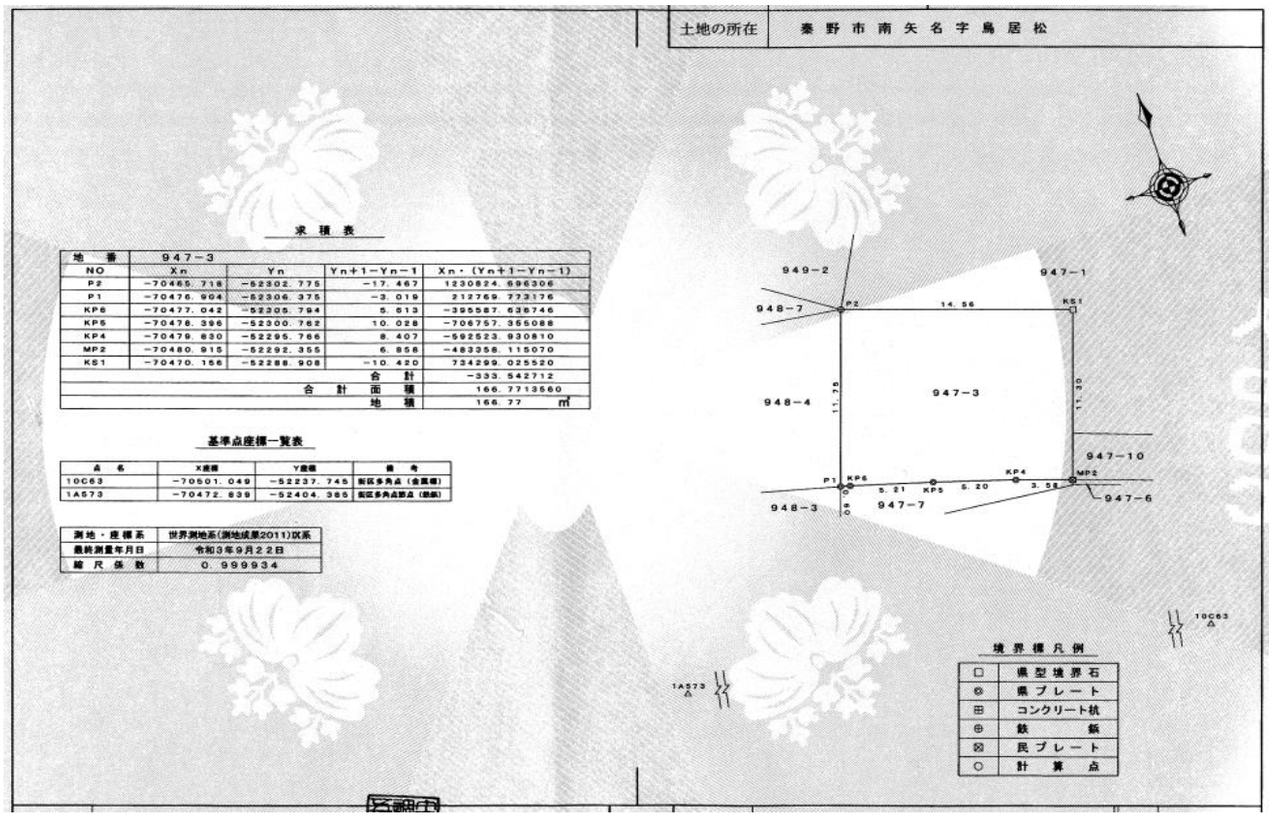
広域


南矢名4
秦野精華
南矢名5
大根小・中
南矢名
大根公民館
東海大
セブンイレブン
ローソンストア100
秦野高
東光寺薬師堂
広畑小
下大槻局
下大槻
二子塚古墳
南平橋
PASCO
GeoTechnologies
100 m

詳細


とりいまつ公園
1053
1024
1026
1057
1027
989
966
967
942
940
938
949
946
オザワ
934
912
914
923
748
754
771
891
900
902
901
855
886
鳥井松橋
104
936
931
925
東海大国際友好会館
100
113
95
99
106
89
94
秦野高
ほっともっと
広畑小
172
セシリア
171
123
588
2-25
596
135
PASCO
GeoTechnologies
30 m

明 細 図



土地の所在　秦野市南矢名字鳥居松

求積表

地番	947－3			
NO	Xn	Yn	Yn+1－Yn－1	Xn・(Yn+1－Yn－1)
P2	－70465.718	－52302.775	－17.467	1230824.696306
P1	－70476.904	－52306.375	－3.019	212769.773176
KP6	－70477.042	－52305.794	5.813	－395587.638746
KP5	－70478.396	－52300.762	10.028	－706757.355088
KP4	－70479.830	－52295.766	8.407	－592523.930810
MP2	－70480.915	－52292.355	6.858	－483358.115070
KS1	－70470.156	－52288.908	－10.420	734299.025520
			合計	－333.542712
			合計面積	166.7713560
			地積	166.77 ㎡

基準点座標一覧表

点名	X座標	Y座標	備考
10C63	－70501.049	－52237.745	街区多角点（金属標）
1A573	－70472.839	－52404.385	街区多角点鋲点（鋲標）

測地・座標系	世界測地系(測地成果2011)以系
最終測量年月日	令和3年9月22日
縮尺係数	0.999934

境界標凡例

□	県型境界石
⊙	県プレート
⊞	コンクリート杭
⊕	鉄鋲
⊠	民プレート
○	計算点

写真１	写真２
	
写真３	
	

（中止）物　件　調　書

物件番号８

物件名	元葉山警察署幹部公舎				
所在地	三浦郡葉山町堀内2100番８				
住居表示	未実施				
地積（実測）	267.62㎡	地目	宅地	形状	不整形
接面道路の幅員及び構造	敷地北側で幅員約８ｍ（町道東伏見台２号）の建築基準法第42条第１項第１号道路に等高から約1.5ｍ高く接面しています。 （接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）				

法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化区域		
		用途地域	第１種低層住居専用地域	
		建ぺい率	40％	容積率　80％
		その他規制	風致地区（第４種）、地区計画（東伏見台地区）等	
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	無	
	その他の法律	逗子・葉山近郊緑地保全区域、宅地造成等工事規制区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等		
	上記法令等に関する詳細は、葉山町等にお問い合わせください。			

私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	供給処理施設の状況	電気	可
				上水道	可
	負担の内容	―		下水道	可
				都市ガス	可

交通機関	鉄道	ＪＲ横須賀線「逗子駅」から南東方約3.7ｋｍ
	バス	京急バス「葉山小学校」から北東方約0.4ｋｍ

参考事項

○土地は、鉄筋コンクリート造地上２階建の建物敷地として利用されており、建物・工作物等を含めた現況での引渡しとなります。
○敷地は擁壁、ブロック塀、ネットフェンス等で囲われています。
○上水道については、敷地北側道路に本管（100㎜）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。
○下水道については、敷地北側道路に汚水枝線（200㎜）及び雨水枝線（1,000㎜）が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。
○都市ガスについては、敷地北側道路に低圧の管（150㎜）が敷設されています。
○土地は逗子・葉山近郊緑地保全区域に指定されています。詳細は、葉山町にお問い合わせください。
○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は神奈川県の許可が必要です。詳細は神奈川県砂防課厚木南駐在事務所にお問い合わせください。
○土地北側・南西側は土砂災害警戒区域に指定されています。区域の指定等に関することは神奈川県横須賀土木事務所へ、地域防災等については葉山町へお問い合わせください。
○土地西側は急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。詳細については神奈川県横須賀土木事務所にお問い合わせください。
○土地は東伏見台地区地区計画が定められ、東伏見台建築環境協定が結ばれています。詳細は、葉山町等にお問い合わせください。

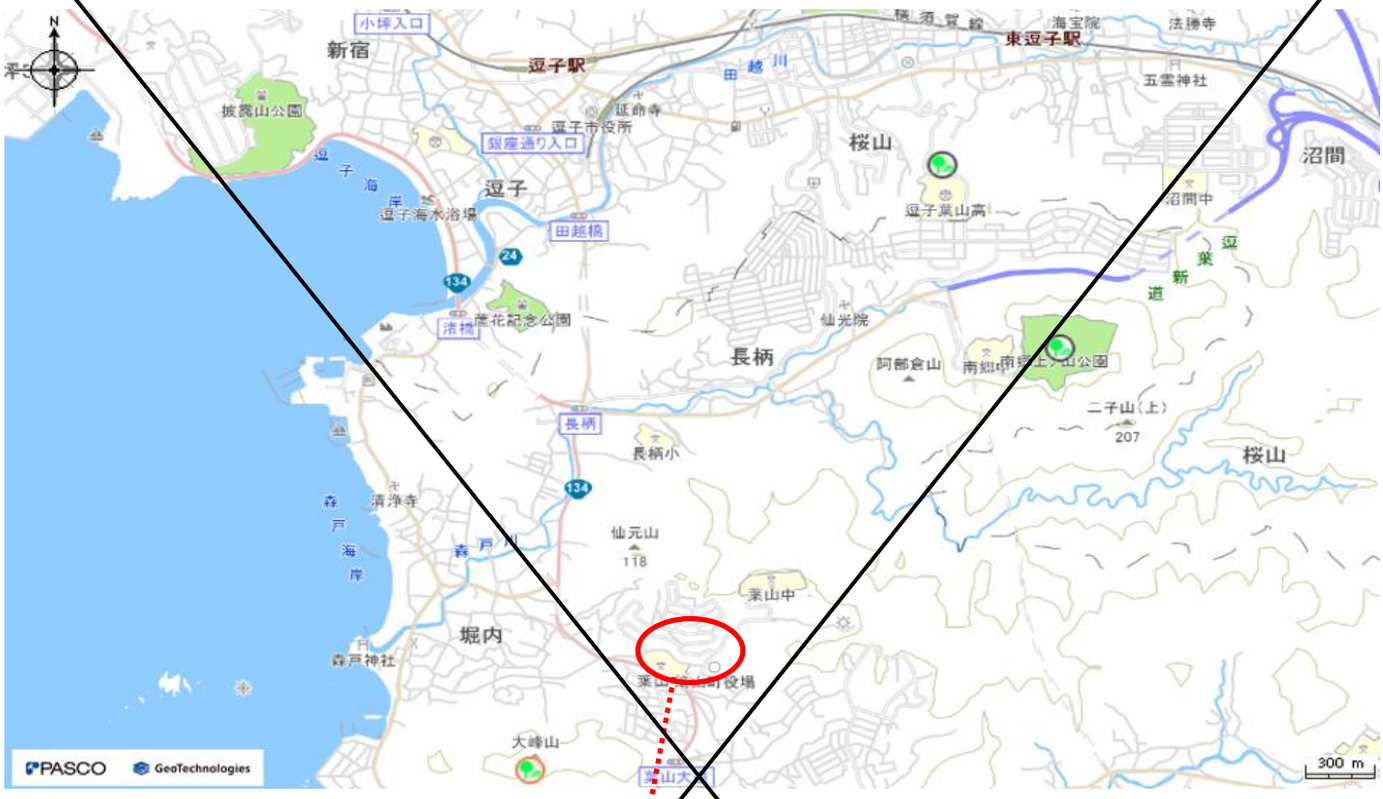
（裏面にも記載があります。）

参考事項	○本敷地が位置する東伏見台地区には共有地があり、その維持管理費を管理者の自治会に支払っています。○土地東側において、隣接者所有の舗装（煉瓦敷、コンクリート打及びタイル張）及び擁壁が県有地側に越境しています。 ○越境に関しては覚書を締結し、越境者は解消に努めることとしているほか、越境物の改修工事等を実施する際は、双方協議のうえで、自己所有地内に越境物等を設置することとしています。 ○本敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。 ○本敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。 ○参考に、建物等の図面、アスベスト調査結果を別途、財産経営課で配布しています。なお、アスベスト調査結果と異なる状況が確認されたとしても、除却の実施及び費用負担等について、県は対応しません。

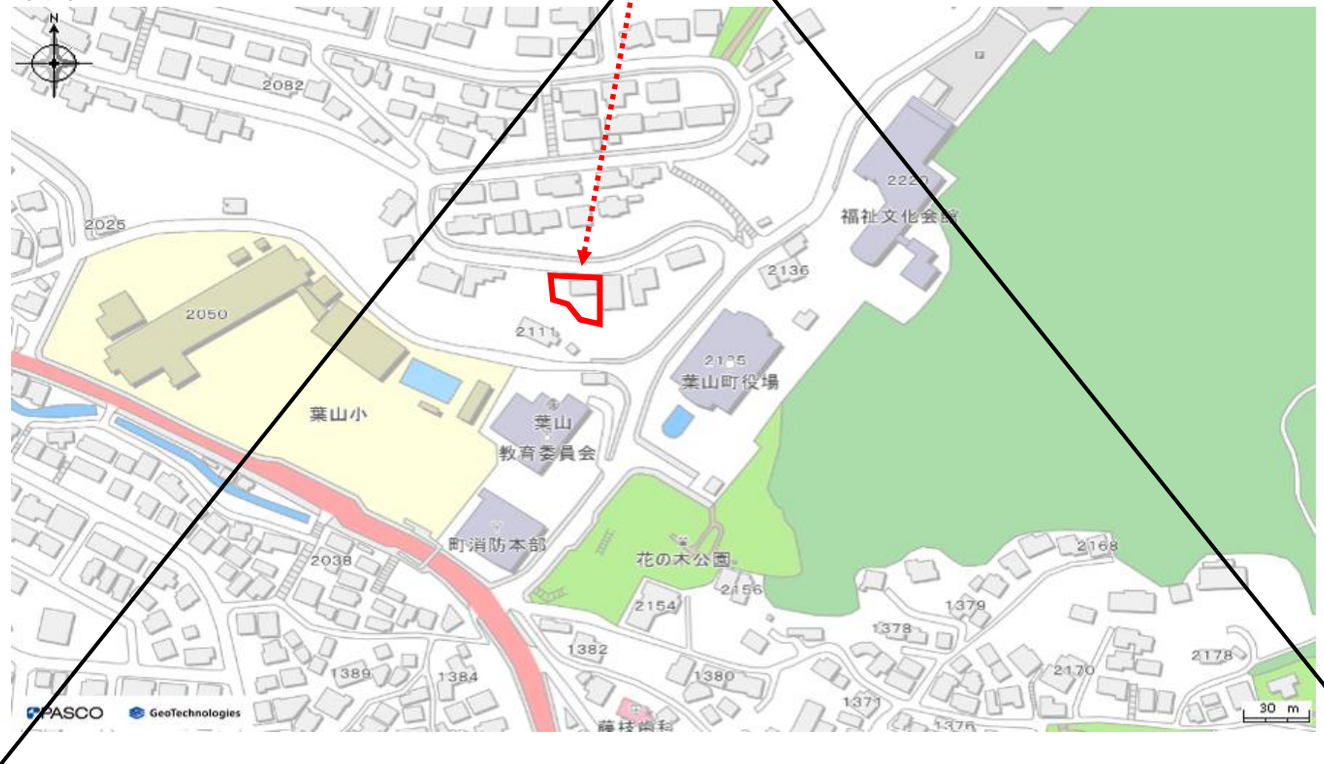
物件名		元葉山警察署幹部公舎
建物	建物登記	未登記
	名称	寮舎・宿舎
	新築年月日	昭和60年3月27日
	構造	鉄筋コンクリート造2階建
	延床面積	100.68㎡
参考事項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。

案内図

広域


新宿
逗子駅
東逗子駅
逗子
桜山
沼間
長柄
堀内
仙元山
118
逗子海水浴場
逗子市役所
逗子葉山高
沼間中
仙光院
阿部倉山
二子山（上）
207
長柄小
清浄寺
森戸神社
葉山中
大峰山
披露山公園
五霊神社
法勝寺
産花記念公園
PASCO
GeoTechnologies
300 m

詳細


2082
2025
2050
2111
葉山小
葉山
教育委員会
2135
葉山町役場
2136
福祉文化会館
町消防本部
2038
花の木公園
2156
2154
1382
1389
1384
1380
1371
1376
1379
1378
2168
2170
2178
PASCO
GeoTechnologies
30 m

明細図

土地の所在　三浦郡葉山町堀内字戸根山

求積表

地番	2100-8			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
KKP20	-80683.402	-22542.772	4.362	-351940.999524
P102	-80701.792	-22541.151	-7.076	732449.464192
KKC32	-80698.525	-22551.848	-17.125	1381881.542100
PL31	-80690.347	-22558.275	-10.650	859352.195550
MC30	-80689.114	-22562.498	-3.356	270792.666584
KP15	-80682.010	-22561.631	9.779	-788889.375790
KP16	-80683.112	-22552.719	10.016	-808122.049792
KP17	-80683.241	-22551.615	4.140	-334028.611720
KP18	-80683.457	-22548.579	6.102	-492330.454614
KP19	-80683.508	-22545.513	5.807	-468529.130956
			合計	535.240010
			合計面積	267.6200050
			地積	267.62 ㎡

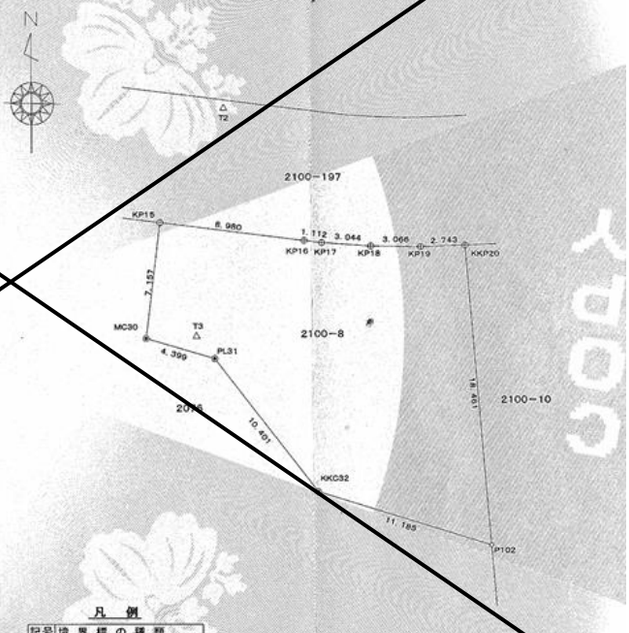
引照点座標一覧

点名	X座標	Y座標	備考
1A072	-80624.835	-22502.218	街区多角点(節点・鋲)
10A60	-80632.715	-22614.592	街区多角点(金属標)
T1	-80667.810	-22619.170	金属鋲
T2	-80674.959	-22557.702	金属鋲
T3	-80688.985	-22559.393	金属鋲

座標系	世界測地系改正測地成果2011)
測量年月日	令和4年5月18日
三浦郡葉山町道路河川図の公表成果を使用	

基準点網図 1／2000





凡例

記号	境界標の種類
◉	コンクリート杭
⊕	プレート
○	計算点（直下にコンクリート杭）
△	基準点

写真１	写真２
	
写真３	写真４
	

物　件　調　書

物件番号 9

物　件　名	元茅ケ崎警察署岡田交番				
所　在　地	高座郡寒川町岡田五丁目490番３				
住居表示	実施区域（高座郡寒川町岡田五丁目18番１号）				
地積（実測）	132.27㎡	地　目	宅　地	形　状	整　形
接面道路の幅員及び構造	北西側で幅員約11.6ｍの建築基準法第42条第１項第１号道路（神奈川県道45号）に等高または約40ｃｍ高く接面しています。 （接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）				

法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化区域		
		用途地域	第１種住居地域	
		建ぺい率	60％	容積率　200％
		その他規制	第１種高度地区、準防火地域等	
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	無	
	その他の法律	宅地造成等工事規制区域等		
	上記法令等に関する詳細は、寒川町等にお問い合わせください。			

私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	供給処理施設の状況	電　気　可
				上水道　可
	負担の内容	―		下水道　可
				都市ガス　なし

交通機関	鉄　道	JR相模線「寒川駅」から北東方約1.1ｋｍ
	バ　ス	神奈川中央交通バス「岡田」から北東方約0.1ｋｍ

参考事項

○土地は鉄筋コンクリート造の１階建ての建物、駐車場、駐輪場敷地として利用されており、建物・工作物等を含め、すべて現況での引渡しとなります。

○建物の土台となる部分の土地は約１ｍ、花壇部分は約40ｃｍ高く鉄筋コンクリート造他の擁壁が設けられています。

○敷地はガードフェンスで囲われています。

○敷地南東側において、県所有のコンクリート直壁及びコンクリートたたきが隣接地へ越境しています。

○越境に関しては覚書を締結し、越境者は解消に努めることとしているほか、工作物の改修工事を実施する際に双方協議のうえで、自己所有地内に工作物等を設置するものとしています。

○上水道については、敷地北西側道路に本管（150㎜）が敷設されており、敷地内に引込管及び給水管が敷設されています。

○下水道については、敷地北西側道路及び敷地北東側建築基準法第42条非該当の道に本管（200㎜）が敷設されており、敷地内に引込管及び排水管が敷設されています。

（裏面にも記載があります。）

参考事項	○土地は宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際は神奈川県の許可が必要です。詳細は神奈川県砂防課厚木南駐在事務所に確認してください。 ○土地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。 ○本敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施していません。 ○参考に、建物等の図面、アスベスト調査結果を別途、電子データで提供しますので、希望される場合は財産経営課にお問い合わせください。なお、アスベスト調査結果と異なる状況が確認されたとしても、除却の実施及び費用負担等について、県は対応しません。

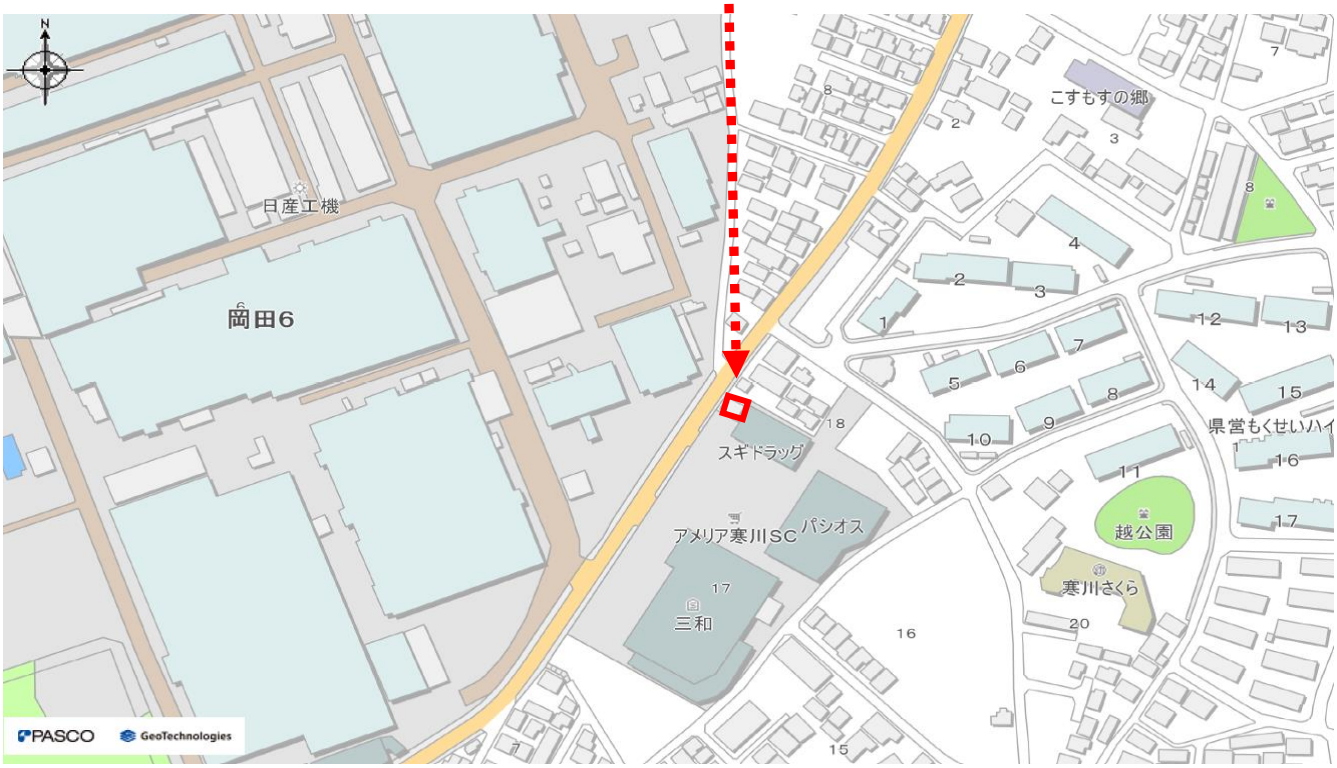
物件名		元茅ケ崎警察署岡田交番
建物	建物登記	未登記
	名称	庁舎
	新築年月日	昭和55年3月28日
	構造	鉄筋コンクリート造1階建
	延床面積	40.84㎡
参考事項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。

案内図

広域


小谷1
寒川神社
湘風園
セブンイレブン
ガスト
ENEOS
夢庵
アポロステーション
オートバックス
大蔵
シンコースポーツ寒川アリーナ
こすもすの郷
日産工機
岡田7
寒川小
青少年広場
岡田6
寒川局
アメリア寒川SC
寒川町役場
日産プリンス
岡田5
岡田
岡田2
岡田8
岡田4
セントラルボウル
小出川
出光
相模線
フジ
岡田3
セブンイレブン
寒川駅
岡田
福祉活動センター
PASCO
GeoTechnologies

詳細


日産工機
こすもすの郷
岡田6
スギドラッグ
県営もくせいハイ
アメリア寒川SC
パシオス
越公園
三和
寒川さくら
PASCO
GeoTechnologies

明細図

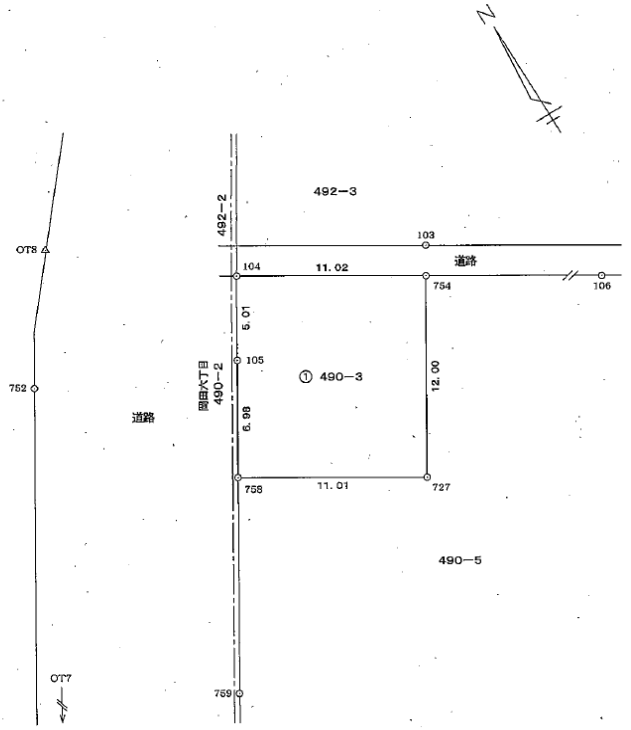
土地の所在	高座郡寒川町岡田五丁目

座標求積表

地番 ① 490−3					
NO	標識	Xn	Yn	Xn+1−Xn−1	Yn (Xn+1−Xn−1)
104	金属標	−69372.477	−39839.943	1.484	−59119.8498924
105	コンクリート杭	−69376.757	−39833.558	−10.235	407703.7057551
758	コンクリート杭	−69382.713	−39837.206	−11.717	466783.2736506
727	コンクリート杭	−69388.475	−39827.813	4.471	−178070.1519231
754	コンクリート杭	−69378.242	−39821.541	15.997	−637032.4270311
				倍面積	264.5505591
				面積	132.2752795
				地積	132.27 ㎡
				坪数	40.01 坪

基準点・引照点			
点名	標識	X	Y
103	コンクリート杭	−69376.692	−39820.589
106	コンクリート杭	−69395.735	−39793.052
752	コンクリート杭	−69372.003	−39844.481
759	コンクリート杭	−69393.736	−39843.958
OT7	多角点	−69415.421	−39868.371
OT8	多角点	−69365.341	−39839.611

測量年月日	令和3年7月27日
測地系	任意座標系



写真



物　件　調　書

物件番号10

物　件　名	元相模原青陵高等学校				
所　在　地	相模原市南区新磯野468番１外26筆				
住　居　表　示	未実施				
地積（実測）	31,160.74㎡ （公簿：31,122㎡）	地　目	学校用地	形　状	整形
接面道路の幅員及び構造	南東側で幅員約10.5ｍの建築基準法第42条第1項第1号道路（市道：市道磯部上出口）に位置によりやや高くまたはやや低く接面、北東側で幅員約7.6ｍの建築基準法第42条第1項第1号道路（市道：新磯野21号）に等高ないし約1.4～1.6ｍ低く接面、北西側で幅員約6.0ｍの建築基準法第42条第1項第1号道路（市道：新磯野70号）に等高ないし位置により約1.6ｍ低く接面、南西側で幅員約9.1ｍの建築基準法第42条第1項第1号道路（市道：新磯野19号）に等高ないしやや高く接面しています。 （接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）				

法令等に基づく制限					
都市計画法・建築基準法	市街化調整区域				
	用途地域	指定なし			
	建ぺい率	50%	容積率	80%	
	その他規制	建築基準法第22条区域等			
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地該当有無	該当なし			
その他の法律	景観計画区域、宅地造成等工事規制区域等				
上記法令等に関する詳細は、相模原市等にお問い合わせください。					

私道の負担等に関する事項			供給処理施設の状況		
負担の有無	無		電　気	可	
負担の内容	―		上水道	可	
			下水道	可	
			都市ガス	可	

交通機関		
鉄　道	小田急小田原線「相武台前駅」から北西方約1.9ｋｍ	
バ　ス	神奈川中央交通バス「相武台グリーンパーク」から北西方約0.6ｋｍ	

参考事項

○土地は、鉄筋コンクリート造陸屋根の校舎・体育館計５棟、浄化槽棟、プール附属建物、コンクリートブロック造の石油庫、器具庫、駐車場・駐輪場の敷地として利用されており、建物、工作物、立木等を含めた現況での引渡しとなります。

○敷地はほぼ平坦ですが、校舎敷地がグラウンドより約1.2m、プール敷地がグラウンドより約2.0mそれぞれ高くなっています。

○土地はネットフェンス等で囲われています。

○土地は市街化調整区域に定められています。また、麻溝台・新磯野南部地区として土地区画整理事業が検討されています。都市計画法等の取扱いについては相模原市にお問い合わせください。

○上水道は、敷地南西側道路に本管（400㎜）が敷設されており、敷地内に引込管及び給水管が敷設されています。また、敷地南東側道路に本管（400㎜）が敷設されています。

○下水道は、敷地南西側道路に雨水管（200㎜）及び南東側道路に汚水管（300㎜）がそれぞれ敷設されており、敷地内に引込管及び排水管が敷設されています。また、敷地北東側道路に汚水管（250～300㎜）が敷設されています。

（裏面にも記載があります。）

参考事項	○都市ガスは、敷地南西側道路の南西部に低圧管(200㎜)が敷設されており、敷地内に引込管が敷設されています。また、敷地北東側道路に中圧管(500㎜)が敷設されています。 ○土地は、宅地造成等工事規制区域に指定されているため、土地形質変更を行う際に相模原市の許可が必要です、詳細は相模原市にお問い合わせください。 ○　土地は、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づく特別注視区域内にあります。契約にあたっては内閣府への事前の届出が必要です、詳細は内閣府にお問い合わせください。 ○当該土地は複数筆で構成されており、そのうち一筆に条件付所有権移転仮登記（昭和45年登記、条件 農地法の許可）が残っております。現在、仮登記に関しては抹消の手続きを進めておりますが、手続きの進行状況によっては仮登記を抹消せずに売却を行う場合もございます。なお、仮登記の抹消が速やかに完了した場合は、合筆及び地積更正登記を行う予定です。仮登記の残存に伴う影響や、今後の登記手続きにつきましては、入札に際してご留意くださいますようお願いいたします。 ○土地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵飛散防止対策として、散水等に努めてください。 ○土壌汚染調査・地耐力調査は実施しておりません。 ○建物は、高校としての利用終了後、未利用です。 ○地中障害物の確認のため、レーダー調査を行っています。 ○参考に、合筆前の筆一覧、建物等の図面、アスベスト調査結果、レーダー調査結果を別途電子データで提供しますので、希望される場合は財産経営課にお問い合わせください。なお、調査結果と異なる状況が確認されたとしても、除去の実施及び費用負担等について、県は対応しません。

物件名		元相模原青陵高等学校
建物１	建物登記	未登記
	名称	中央棟
	新築年月日	昭和 55 年３月 18 日
	構造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	1479.99 ㎡
参考事項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。
建物２	建物登記	未登記
	名称	東棟
	新築年月日	昭和 55 年３月 18 日
	構造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	2978.15 ㎡
参考事項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。
建物３	建物登記	未登記
	名称	西棟
	新築年月日	昭和 55 年３月 18 日
	構造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	3282.75 ㎡
参考事項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。

建物４	建物登記	未登記
	名　　称	体育館（柔剣道場）
	新築年月日	昭和 55 年９月 16 日
	構　　造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	3466.59 ㎡
参考事項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。
建物５	建物登記	未登記
	名　　称	南棟
	新築年月日	昭和 56 年３月７日
	構　　造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	3604.43 ㎡
参考事項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。
建物６	建物登記	未登記
	名　　称	浄化槽棟
	新築年月日	昭和 55 年３月 18 日
	構　　造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	238.5 ㎡
参考事項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。
建物７	建物登記	未登記
	名　　称	石油庫
	新築年月日	昭和 56 年９月８日
	構　　造	コンクリートブロック造
	延床面積	5.7 ㎡
参考事項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。
建物８	建物登記	未登記
	名　　称	器具庫
	新築年月日	昭和 56 年９月８日
	構　　造	コンクリートブロック造
	延床面積	9.88 ㎡
参考事項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。
建物９	建物登記	未登記
	名　　称	プール附属建物
	新築年月日	平成３年３月 15 日
	構　　造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	116.9 ㎡
参考事項		建物内物品等は原則現況での引渡しとなります。

案内図

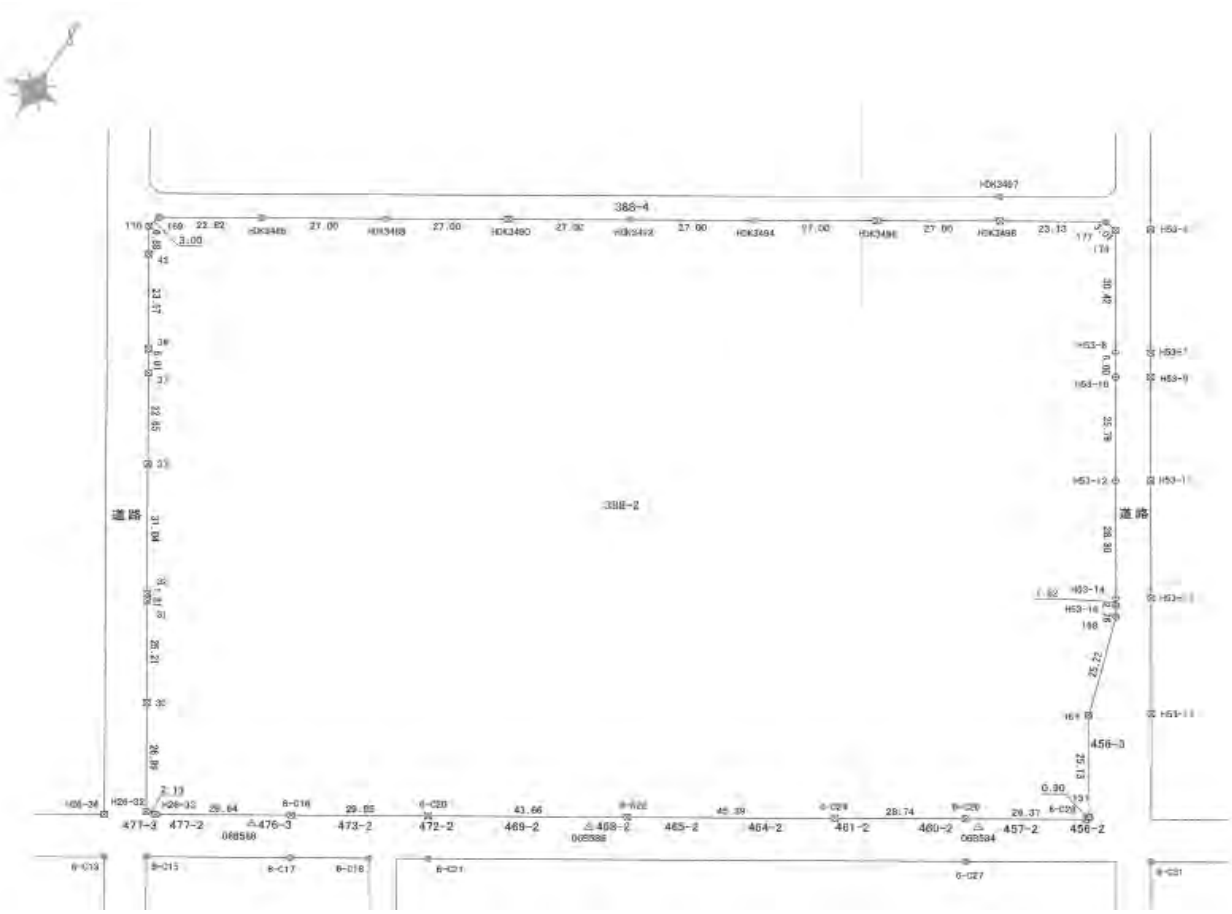
広域


N
相模台公園
相模台6
相模台団地
ローソ
若草中
峰山霊園
相模台5
勝坂歴史公園
三和
新磯野2
相武台団地1
もえぎ台小
相武台中
相武台団地2
相武台こどもセンター
新磯野1
新磯野4
相武台団地局
相武台小
軍座間キャンプ
PASCO
GeoTechnologies

詳細


N
新磯野
丘整形外科
相模原青陵高前
新磯
もえぎ台小
相武台中前
相武
新磯野5
PASCO
GeoTechnologies

明細図



座 標 求 積 表

地 番	386-2		
測 点	Xn	Yn	(Xn+1 − Xn-1)Yn
177	-53710.616	-39182.133	-438173.793339
176	-53711.320	-39179.206	1050237.798036
H53-8	-53737.422	-39163.579	1223668.025868
H53-10	-53742.565	-39160.478	1067201.348456
H53-12	-53764.674	-39147.242	1832678.134230
H53-14	-53786.380	-39132.433	1025262.941941
H53-16	-53790.951	-39131.500	154334.636000
168	-53793.324	-39130.078	1035225.343568
167	-53817.407	-39122.585	1784252.821955
131	-53838.931	-39108.577	878367.401416
8-C28	-53839.815	-39109.789	563376.510545
8-C26	-53853.336	-39132.435	1106313.089885
8-C24	-53868.086	-39157.111	1489536.502440
8-C22	-53891.376	-39196.081	1769653.862379
8-C20	-53913.745	-39233.584	1480243.890736
8-C16	-53929.105	-39259.297	1201727.081170
H26-33	-53944.355	-39284.722	617045.128454
H26-32	-53944.812	-39286.608	-992203.409680
30	-53921.645	-39300.665	-1780826.994660
31	-53900.006	-39313.617	-911918.859832
32	-53898.449	-39314.553	-1135600.863405
33	-53871.123	-39330.902	-1839270.301128
37	-53851.685	-39342.533	-957668.941668
38	-53846.527	-39345.622	-998631.231982
43	-53826.304	-39357.729	-1028417.458770
170	-53820.397	-39361.263	-347599.313553
169	-53817.473	-39360.553	-575962.972049
HDK3486	-53805.764	-39340.955	-1006577.674830
HDK3488	-53791.887	-39317.792	-1091225.999168
HDK3490	-53778.010	-39294.629	-1090543.838637
HDK3492	-53764.134	-39271.465	-1089900.968145
HDK3494	-53750.257	-39248.302	-1089297.373708
HDK3496	-53736.380	-39225.139	-1088654.507806
HDK3498	-53722.503	-39201.975	-1009999.683900
		倍 面 積	-62321.493094
		面 積	31160.7465470
		地 積	31160.74 ㎡

写真１	写真２
	
写真３	写真４
	
写真５	写真６
	